

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年10月1日  
(第45期) 至 平成23年9月30日

## 株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、EDINETに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 対処すべき課題	19
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	26
(4) ライツプランの内容	26
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	26
(6) 所有者別状況	27
(7) 大株主の状況	27
(8) 議決権の状況	28
(9) ストックオプション制度の内容	29
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	31
4. 株価の推移	31
5. 役員の状況	32
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	35
第5 経理の状況	45
1. 連結財務諸表等	46
(1) 連結財務諸表	46
(2) その他	83
2. 財務諸表等	84
(1) 財務諸表	84
(2) 主な資産及び負債の内容	104
(3) その他	105
第6 提出会社の株式事務の概要	106
第7 提出会社の参考情報	107
1. 提出会社の親会社等の情報	107
2. その他の参考情報	107
第二部 提出会社の保証会社等の情報	108

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月27日
【事業年度】	第45期(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1)連結経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成19年 9月	平成20年 9月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月
売上高 (百万円)	54,157	54,703	53,294	53,434	53,635
経常利益 (百万円)	6,541	7,179	6,770	6,178	5,421
当期純利益 (百万円)	3,418	3,596	3,768	3,484	3,000
包括利益 (百万円)	—	—	—	—	2,706
純資産額 (百万円)	51,608	49,482	48,458	50,418	51,945
総資産額 (百万円)	69,099	66,556	63,398	66,571	67,037
1株当たり純資産額 (円)	1,686.67	1,773.67	1,767.91	1,840.86	1,898.34
1株当たり当期純利益金額 (円)	114.30	125.52	138.81	130.44	112.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.0	72.4	74.5	73.9	75.6
自己資本利益率 (%)	6.9	7.3	7.9	7.2	6.0
株価収益率 (倍)	18.2	13.2	14.1	12.3	14.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,495	6,226	5,002	6,425	5,236
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,599	△6,438	△5,083	△11,642	△3,293
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,314	△5,105	△3,614	△1,221	△1,211
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	26,803	21,486	17,790	11,352	12,083
従業員数 (人)	2,221	2,211	2,335	2,452	2,473

(注) 1. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成19年 9月	平成20年 9月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月
営業収入 (百万円)	50,423	50,634	49,742	50,062	50,314
経常利益 (百万円)	6,250	6,672	6,848	6,391	5,380
当期純利益 (百万円)	3,311	3,426	3,810	3,563	2,990
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (千株)	29,916	27,916	27,916	26,731	26,731
純資産額 (百万円)	48,921	46,531	45,596	47,625	49,149
総資産額 (百万円)	63,926	61,061	58,561	61,916	62,503
1株当たり純資産額 (円)	1,636.07	1,667.77	1,706.91	1,782.88	1,839.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (20)	44 (20)	44 (22)	44 (22)	44 (22)
1株当たり当期純利益金額 (円)	110.72	119.57	140.33	133.40	111.96
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.5	76.2	77.9	76.9	78.6
自己資本利益率 (%)	6.9	7.2	8.3	7.6	6.2
株価収益率 (倍)	18.7	13.9	14.0	12.0	14.5
配当性向 (%)	36.13	36.80	31.35	32.98	39.30
従業員数 (人)	1,972	1,958	2,081	2,213	2,228

(注) 1. 営業収入には消費税等は含まれておりません。

2. 第42期の1株当たり配当額には連続30期増収増益記念配当4円を含んでおります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。
	株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年8月	TKC東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社TKC東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
	株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC大阪用品センター平成5年12月 株式会社TKC大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
	株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC中四国用品センター、平成5年12月 株式会社TKC中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更
	株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC東北用品センター平成5年12月 株式会社TKC東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC中部用品センター、平成5年12月 株式会社TKC中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC九州用品センター平成5年12月 株式会社TKC九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和50年8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社TKC関信用品センター平成5年12月 株式会社TKC関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和53年1月	TKCシステム開発研究所を開設
昭和57年10月	TKC保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	TKC税務研究所を開設
昭和60年2月	株式会社TKCマネジメントコンサルティングを設立（子会社） [平成23年5月 当社が吸収合併]
昭和60年4月	TKC沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年8月	OA技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社TKCに変更
昭和62年6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年9月	TASK技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	TKC東京第2情報センター、TKC新宿南情報センター及びTKC池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社TKC戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	TKCデータ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	TKC判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	TKC大阪情報センター、TKC京都情報センター及びTKC兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	TKC名古屋情報センター、TKC静岡県情報センター及びTKC長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ラインプリンタ印刷株式会社において財団法人日本情報処理開発協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKCSCGサービスセンターにそれぞれ改組
平成15年10月	TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKCSCGサービスセンターに改称
平成15年10月	TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ASPサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」に基づく報告書（通称：18号報告書）を新日本有限責任監査法人より取得
平成22年9月	イノベーション&テクノロジーセンター（I&TC）を開設

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社2社及び関連会社2社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

#### 1 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売</p> <p>情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>4. サプライ用品の販売</p> <p>コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。</p> <p>（製造及び制作）</p> <p>1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。</p> <p>2. 関連会社TKC出版は、TKC会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。</p> <p>（その他）</p> <p>子会社TKC保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。</p>

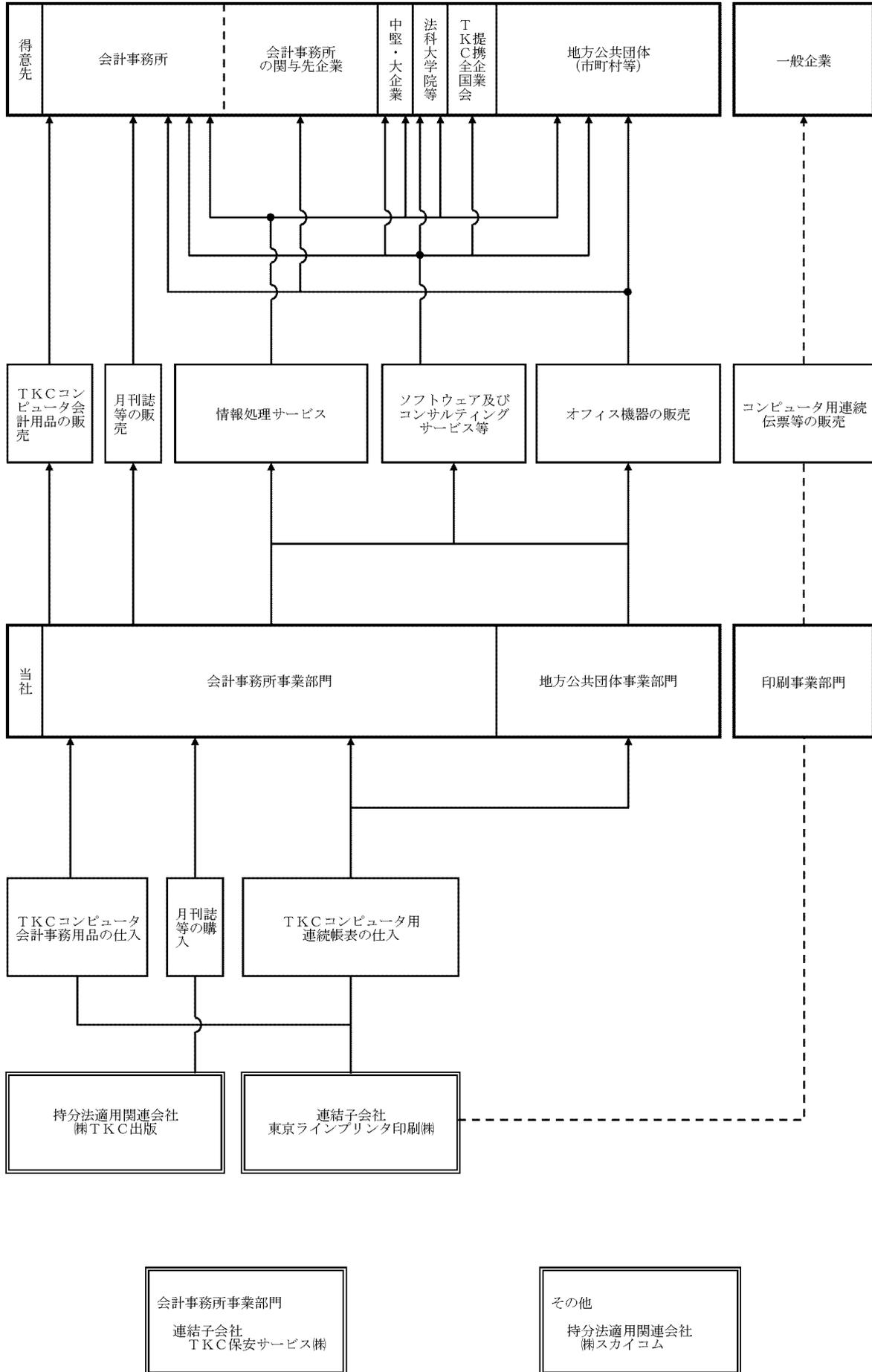
## 2 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売</p> <p>情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>当社は、地方公共団体（市町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>（製造）</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p>

## 3 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス、パンフレット等</p>	<p>（製造及び販売）</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びDPS（データプリントアウトサービス）を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ 印刷(株)	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連 続帳票等の製造・ 販売	55.0	コンピュータ用連続 帳票の仕入等 事務所の賃貸  役員の兼任等…有
TKC保安サービス (株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清 掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱 包・発送業務  役員の兼任等…有

- (注) 1. 東京ラインプリンタ印刷(株)は特定子会社に該当しております。  
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

##### (2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)TKC出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	32.9	月刊誌の購入等  役員の兼任等…有
(株)スカイコム	東京都台東区	403	システムの開発と 販売	30.3	システム開発の委託  役員の兼任等…有

- (注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,631
地方公共団体事業	530
印刷事業	175
全社（共通）	137
合計	2,473

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針20号 平成20年3月21日）を適用したため、従業員数は報告セグメントの区分に変更しております。
3. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,228	36.0	12.8	5,974,607

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,597
地方公共団体事業	530
全社（共通）	101
合計	2,228

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### I 業績

当連結会計年度において売上高は53,635百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業利益は5,215百万円（前連結会計年度比13.4%減）、経常利益は5,421百万円（前連結会計年度比12.3%減）、当期純利益は3,000百万円（前連結会計年度比13.9%減）の業績となりました。

#### 1. 当社グループの業績の推移

当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。このため、前連結会計年度のセグメント別売上高及び営業利益については、新たな基準に組み替えて当連結会計年度と比較対象しています。

##### （1）会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は38,360百万円（前連結会計年度比2.1%減）、営業利益は3,776百万円（前連結会計年度比18.5%減）の業績となりました。
- ②TKC会員（会計事務所）向けのコンピュータ・サービス売上高は、前連結会計年度比1.7%減となりました。これは、後述の東日本大震災に係る計算料等の無償化及び会計帳簿等の無償再出力などによるものです。
- ③TKC会員及び関与先企業向けのソフトウェア製品売上高は、前連結会計年度比0.3%減となりました。これは、後述の東日本大震災に係るソフトウェア・レンタル料の無償化措置などを実施したことによるものです。
- ④中堅・大企業向けの連結納税や法人税申告等に係るソフトウェア製品売上高は前連結会計年度比21.2%増となりました。これは平成22年度税制改正により、連結納税制度を導入する企業が増加し、「連結納税システム（eConsoliTax）」及び「税効果会計システム（eTaxEffect）」の受注が増加したことによるものです。
- ⑤研修会収入は、前連結会計年度比13.1%減となりました。これは、東日本大震災の影響により平成23年度税制改正法案の成立が遅れたことにより、毎年6月に開催する税務情報システム研修会（法人税・消費税編）を延期せざるを得なかったこと、併せて従来実施していた集合研修方式に加え、インターネット環境を利用したオンデマンド研修方式を開始したことにより受講料収入が減少したことによるものです。
- ⑥TKC会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前連結会計年度比11.6%減となりました。これは、昨年6月に提供開始した「FX2（.NET版）」への切り替えにより、ハードウェア・リプレースが順調に進んだものの、中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4」を、アプリケーションとハードウェアを一体として運用するC/S方式からクラウド方式で運用する「FX4クラウド」に変更し、従来方式によるFX4用のサーバ等のハードウェアの販売を停止したことから売上高が減少したことによるものです。
- ⑦法科大学院向けサービスの売上高は前連結会計年度比16.1%減となりました。これは、国からの補助金の削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、平成23年度の料金を値下げしたこと。また、法科大学院の学生と教員が減少傾向にあることから、利用ID数が前年と比較して約2,000ID減少したことによるものです。

##### （2）地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は11,932百万円（前連結会計年度比9.9%増）、営業利益は1,407百万円（前連結会計年度比3.2%増）の業績となりました。
- ②市区町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前連結会計年度比6.8%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市町村数が減少（6団体）したことによるものです。
- ③市区町村向けのASPサービス売上高は、前連結会計年度比70.9%増となりました。これは、地方税の電子申告受付開始に伴い、関連する新しいサービスの開発と同業他社とのアライアンス戦略の展開により利用団体数が大幅に伸びたこと。さらに平成23年1月から「国税庁との所得税確定申告データの連携（国税連携）」サービスを開始したことによるものです。
- ④市区町村向けのソフトウェア製品売上高は、前連結会計年度比13.3%減となりました。これは、法制度改正等に伴うシステム改修業務が前年に比較して減少したことによるものです。
- ⑤市区町村向けのハードウェア売上高は、前連結会計年度比13.0%増となりました。これは、「TASK.NET住基システム」及び「TASK.NET税務情報システム」、「TASK.NET公会計システム」への切り替え需要により、ハードウェアのリプレースが好調であったことによるものです。
- ⑥コンサルティング・サービス売上高は、前連結会計年度比124.3%増となりました。これは、平成23年1月から開始した電子申告の「国税連携サービス」の開始等で、691団体に初期導入コンサルティング業務を行ったことによるものです。

### (3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は3,341百万円（前連結会計年度比1.5%減）、営業利益は24百万円（前連結会計年度比50.4%増）の業績となりました。
- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前連結会計年度比1.7%の減少となりました。これは、積極的な営業展開を図り、大口の新規顧客を獲得することができたものの、ビジネス帳票の需要減退に歯止めがかからなかったことによるものです。
- ③DPS（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前連結会計年度比3.7%の減少となりました。これは大口の入札案件を失注したことと、東日本大震災後の広告自粛などの影響によるものです。

### (4) 東日本大震災への対応と当社業績への影響

当社では、東日本大震災で被災されたTKC会員及びその関与先企業を支援するため、相当期間にわたってコンピュータ・サービス料金やソフトウェア・レンタル料を無償といたしました。また、被災地域の復旧支援費用、義捐金、見舞金として金員を支出しております。さらにそのあとに発生した計画停電等に際し、顧客サービスを継続するため、栃木本社において自家発電機の増設工事等を行いました。

以上の措置に伴い、当連結会計年度の臨時支出は6億1千万円（うち、当連結会計年度の費用分は約2億1千万円）増加いたしました。

その主な内訳は、以下のとおりです。

- ①無償としたコンピュータ・サービス料金等（約129百万円）の内訳
  - 1)震災により業務の再開が困難となったTKC会員や、東京電力福島第一原子力発電所の事故から避難するため事務所を移転を余儀なくされたTKC会員に対するコンピュータ・サービス料金。
  - 2)被災地域（厚生労働省が災害救助法に基づき公表した被災地域のうち、全壊建物がある96市区町村）に所在する関与先企業用のソフトウェア・レンタル料。
  - 3)消失した会計帳簿等（当期及び前期分の仕訳帳・元帳・月次の貸借対照表及び損益計算書）の帳表再出力料、および会計帳簿等を電子化し格納したCD-Bookの再作成料。
- ②被災地域の復旧支援に係る支出（約137百万円）の内訳
  - 1)当社のTKC東北統合情報センターが被災したため、そのコンピュータ・サービスを他のTKC統合情報センターに移管したことによる費用。
  - 2)被災したTKC会員事務所に対するデータ復旧支援費用、および新規に調達したパソコン・サーバ等を無償貸与したことによる費用。
  - 3)被災したTKC会員、TKC地域会及び顧客市町村に対して支出した義捐金・見舞金。
  - 4)日本赤十字社に対して支出した義捐金。
- ③当社設備の修復工事等に係る費用支出（約344百万円）の内訳
  - 1)停電時において顧客サービスを継続するために必要となる栃木本社の自家発電装置の強化にかかる設備投資とヘルプデスク支援システムのレベルアップに要した費用。
  - 2)被災した当社グループの建物、設備、什器・備品、車両等の修繕に要した費用。

### (5) 営業利益等の減少理由について

当社グループの通期業績について、前連結会計年度と比較し、営業利益、経常利益、当期純利益が減少した理由は以下のとおりです。なお、当社グループでは、将来に向けたサービスの充実を図るべく、前連結会計年度から当連結会計年度にかけて約67億円（当連結会計年度においては25億円）の設備投資および開発投資等を実施しております。

- ①前連結会計年度に実施した以下の設備投資及び開発投資により、減価償却費が増加したこと。
  - 1)地方公共団体事業部門において地方税電子申告審査システム及び国税連携システム等の開発投資を行うとともに、これらのサービスを運用する機材等の安全性を補強するために、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）に専用サーバールームを増設する設備投資を行ったこと。
  - 2)栃木地区に「イノベーション&テクノロジーセンタービル（I&TCビル）」を新築し、地方公共団体事業部門において分散していた各部門のオフィスを統合したこと。
  - 3)全国に9か所ある会計事務所事業部門の統合情報センターに設置している高速プリンターのリプレースを行い、その処理能力の強化を図ったこと。
- ②当連結会計年度において以下の新規設備投資を行ったこと。
  - 1)当事業の10年後を見据え、東日本大震災の発生を契機として、すべてのユーザにおいて「情報セキュリティの確保」と「事業継続の確保」への関心が高まっていることに鑑み、ネットワークを介してアプリケーションを利用するクラウド方式のサービス提供を可能とするべく、TISCに会計事務所事業部門と地方公共団体事業部門共通の「クラウド基盤」を構築したこと。
  - 2)地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスを、ホスト・コンピュータによる処理からWindowsサーバによる処理に切り替えるための設備投資を行ったこと。

- 3) 地方公共団体事業部門において、帳表印刷能力の向上を図るため、ホスト・コンピュータ用のプリンターを最高速のものへと転換したこと。
- 4) 前述のように栃木本社の自家発電装置の増強を図ったこと。併せて、停電時でもヘルプデスクサービスを継続できるよう、コールセンターシステムの最新機種への転換を行ったこと。
- ③開発要員と営業要員の増強を図るため、平成21年4月に182名を採用したことに続いて、平成22年4月には156名の新規採用を行ったことにより、当連結会計年度の期中平均従業員数は前連結会計年度と比較し59名の増加となったこと。

#### (6) 電力需給逼迫への対応

当社は、今夏の電力事情及び政府等からの要請を踏まえ、平成23年7月1日から9月30日にかけて、当社の東北電力、東京電力、関西電力、北陸電力管内に所在するすべての事業所において、以下の節電目標を掲げて使用電力の削減に取り組みました。

##### ①節電目標

- 1) 「大口需要家」（契約電力が500k w超）に該当する当社の事業所においては、電気事業法第27条による電気使用制限の適用を受け、「昨年7月から9月までの間の最大使用電力の15%削減」に向けた対策を実施し、約23%の削減を実現しました。
- 2) 「小口需要家」（契約電力が500k w以下）に該当する当社の事業所においては、自主目標を「昨年の各月の使用電力量の15%削減」として対策を実施し、約18%の削減を実現しました。

##### ②実施した節電対策

- 1) 執務エリアの照明機器を約半分程度に間引く（最低300ルクスを確保）
- 2) 執務エリアの室温を28℃とする
- 3) 常時使用していないエリアは消灯すると共に空調を停止する
- 4) パソコン及びプリンターは「省電力」モードとする
- 5) 事務所内に設置する自動販売機は「節電運転」とする
- 6) 栃木本社においては中央監視室で「空調機運転」「エレベータ運転」を集中管理する
- 7) エレベータの利用時間および台数を制限する
- 8) 休憩時間には一斉に消灯する
- 9) 「大口需要家」の当社の事業所においては、使用電力量を常時モニタリングし、これが「最大使用可能電力の85%または90%」となった時点で空調機の運転を停止する措置を講じる。

なお、当社はエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「特定事業者」に指定されており、年平均1%のエネルギー消費の低減が義務づけられていることから、10月以降も引き続き節電対策を実施してまいります。

## 2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社は、昭和41年10月22日、創業者である故飯塚毅博士により、会社定款に次の2つの事業目的（第2条）を掲げて設立されました。

- 1) 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営。
- 2) 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営。

その後、業容の拡大に伴い定款上の事業目的は追加されましたが、顧客を会計事務所と地方公共団体に限るという基本方針は今日まで変わっておりません。

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成23年9月30日現在の会員数10,132名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

TKC全国会は昭和46年8月17日に設立され、今日まで次の事業目的を掲げて活動しています。

1. 租税正義の実現
2. 税理士業務の完璧な履行
3. TKC会計事務所の経営基盤の強化
4. TKCコンピュータ会計システムの徹底活用
5. 会員相互の啓発、互助及び親睦

(注) TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ (<http://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

#### (1) TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、平成22年1月から23年12月までの統一行動テーマに『原点にもどれ。つかみとれ未来を！～めざせ！中小企業のビジネスドクター～』を掲げ、これを実現するための3つの重点活動テーマと具体的な10の行動指針を定めて、全国で20のTKC地域会とともに積極的な活動を展開しています。

##### ①重点活動テーマ

- 1) 税理士の社会的使命を果たす税理士法第33条の2に基づく書面添付の拡大

- 2) 企業の永続的発展に役立つ経営改善支援
- 3) 会員事務所の業務品質と経営効率の向上

## ②行動指針

- 1) 黒字決算割合の向上
- 2) 翌月巡回監査率の向上
- 3) 「巡回監査支援システム」による巡回監査の質的向上
- 4) 書面添付実践件数の増大
- 5) 「記帳適時性証明書」の金融機関と経営者への啓蒙
- 6) 中期経営計画による経営改善の支援
- 7) 経営者に気づきとやる気を与える経営助言の実践
- 8) 経営者の計数管理能力向上支援
- 9) 「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS2010）」＋スケジューラ活用による経営の合理化
- 10) 関与先のトータル・リスク管理指導

こうしたTKC全国会の取り組みは、中小企業の経営改善計画策定を支援する「TKC継続MASシステム」や、業績管理体制の構築を支援する「FX2シリーズ」及び「巡回監査支援システム」など、当社が提供するシステムの活用と一体となっています。このため当社では最新のICT（情報通信技術）を積極的に活用し、TKC全国会の指導のもとで、全国のTKC会員事務所とその関与先である中小企業の存続発展に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させ、TKC会員がその成果を等しく活用できるよう支援体制の強化に取り組んでいます。

## (2) 金融機関との連携強化

### ①「TKC経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

- 1) 政府は、平成23年3月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」を改正し、その適用期限を一年間延長しました。また、この中小企業金融円滑化法の改正に合わせ、金融庁殿では同法により貸出条件の変更等を受けた中小企業に対して、金融機関が行うべきコンサルティング機能についての具体例を示した『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針』を公表し、さらに平成23年5月16日には『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（総合的な監督指針）』の一部を改正しました。

ここで注目すべきことは、「総合的な監督指針」において「地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。」とされ、その外部専門家として税理士との連携が強調されたことにあります。これにより金融機関では、連携先として、特にTKC会員に対し高い期待を寄せています。

- 2) TKC全国会では、中小企業の生き残り金融機関の中小企業円滑化法対応を支援するため、平成22年10月1日に「TKC経営改善計画支援プロジェクト」を発足し、TKC経営改善計画策定支援サービスの提供を開始して、地域の金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行っています。
- 3) 当社では、TKC経営改善計画策定支援サービスの提供開始以来、TKC全国会の指導のもとで積極的な広報・広告活動を展開し、全国の金融機関に対してそのサービスの利用を呼びかけてまいりました。こうした活動の結果、TKC全国会では平成23年9月30日現在で全国129金融機関との業務提携を行い、提携した金融機関に対する「役職員向け研修会」や金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、提携金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等を全国で積極的に展開しています。
- 4) また当社では、こうしたTKC全国会の活動をシステム面から支援するため、平成22年10月に「TKC経営改善計画支援システム」の提供を開始しました。これは、TKC会員の関与先企業ではない（これまでにTKCシステムを利用していない）中小企業の経営改善計画策定を支援するためのシステムで、『TKC経営指標』を活用した優良企業・黒字企業とのベンチマーキングによる問題点（改善ポイント）の抽出から、将来の業績予測と経営改善の対策検討、経営改善計画書（B/S、P/L、C/F等）の作成を行うことができます。当システムは、平成23年9月30日現在、1,213事務所において利用されています。

### ②「記帳適時性証明書」の提供

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月から「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。この証明書は、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・修正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

いま、金融機関においては貸出先である中小企業に対して返済条件の緩和策を講じるだけでなく、「経営改善計画」の策定支援、経営相談・指導、さらにその後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能の発揮が強く求められており、その基礎資料となる会計帳簿が、TKC会員による巡回監査指導のもとで適時に作成され月次決算が行われていることを客観的に証明する、記帳適時性証明書への注目度が高まっています。

### (3) 黒字決算実現に役立つ「FX2シリーズ」と「TKC継続MASシステム」の推進

当社では、TKC全国会が推進するTKC経営改善計画支援プロジェクトを支援するため、中長期の経営改善計画及び短期の予算計画の策定支援を目的に開発したTKC継続MASシステムと、経営者の戦略的意思決定とTKC継続MASシステム等で策定した経営改善計画のモニタリングを支援するFX2シリーズの利用拡大に注力しています。当連結会計年度においては、金融機関のモニタリングに役立つ「金融機関用報告書」の印刷機能をFX2シリーズに搭載するとともに、重点事務所に対して会計事務所内における「自計化推進会議」の開催、積極的な企業同行訪問による利用促進活動を実施しました。平成23年9月30日現在で、TKC継続MASシステムは6,677事務所、FX2シリーズは約15万5千社の関与先企業で利用されています。

なお、当社では今回の東日本大震災を踏まえて、中小企業の事業継続を支援するために6月よりFX2シリーズのバックアップデータを当社のデータセンター(TISC)へ自動で転送し保管する「TISCバックアップサービス」の提供を開始しました。今後、当サービスの利用を積極的に推進してまいります。

### (4) 会員事務所の業務品質と経営効率の向上のために

#### ①「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム(OMS2010)」の利用促進

TKC会員事務所においては、国税及び地方税の電子申告の推進、月次巡回監査の完全実施、税理士法が定める書面添付の実践等のために、事務所の内部管理体制の充実がこれまで以上に重要となってきました。このため、当社ではICT利用環境の整備による業務の統合化とペーパーレス化、PDCAの推進による業務品質の改善を目的としてOMS2010の利用を促進しています。当連結会計年度においては、事務所の内部管理の強化を支援するため平成22年12月に「検閲書類の提出・検閲状況」の確認機能を追加したほか、平成23年9月には関与先の概要を即座に把握するための「関与先カルテ」機能を搭載するなど、事務所の内部管理を支援する機能を強化しました。

OMS2010は、TKC会員事務所にとって不可欠な業務上のシステムとして、平成23年9月30日現在で5,413事務所(前年同期間末比2.3%増)に利用されています。

#### ②TKC全国会活動と連動した主要システムの普及活動

TKC全国会では、TKC会員事務所のサービス力を強化するため、平成22年6月から巡回監査の第一線でTKCシステムを活用する会員事務所の職員334名を「TKCシステム専任講師」として選抜し、FX2シリーズ、TKC継続MASシステム、巡回監査支援システムの実務的な活用研修会を全国で開催しています。当社では、この研修会の開催支援を通じて、FX2シリーズ、TKC継続MASシステム、巡回監査支援システムの活用と一層の普及に取り組んでいます。

#### ③TKC全国会飯田橋スタジオの活用

当社では、TKC全国会や当社が開催する研修の強化・拡充を図るため「TKC全国会飯田橋スタジオ」を平成22年9月に開設しました。平成23年1月よりこの設備を活用して「税務情報システム研修会」をはじめとする各種セミナーを開催し、これをビデオ収録することにより、TKC全国会ネットワークP r o F I Tによるオンデマンド研修サービスを開始しています。

### (5) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、今後10年間(平成22年～平成32年)を見据えた「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展のための活動を展開しています。

#### ①関与先拡大を支援

##### 1)「TKCグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

TKC全国会と株式会社TKCのホームページを統合したTKCグループホームページ

(<http://www.tkc.jp/>)に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、TKC会員の関与先拡大を支援しています。当連結会計年度においては、グループホームページのコンテンツの充実を図ると共に、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、さらにはTKC会員のホームページの作成・運用を支援する「TKC会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」の強化を実施しています。

##### 2)中堅・大企業市場の開拓

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高、電力逼迫、国内需要の縮小と新興国需要の拡大などの諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループの子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影を落としており、組織再編や欠損金を有効に活用したいというニーズから連結納税制度適用の動きが活発となっています。また、これまで中堅・大企業にはなかなか普及していなかった電子申告についても、地方税の電子申告受付を実施する市区町村の増加を背景にその需要が増大しつつあります。

一方、会計分野においては、金融庁殿がIFRSへの強制適用（アドプション）延期の方針を打ち出したものの、今後もコンバージェンスによる会計基準の改正が続くことから、企業においては決算の早期化や連結財務諸表の作成などが依然として大きな課題となっています。

当社ではこのような市場の変化を捉え、中堅・大企業の会計・税務業務の合理化に貢献するとともに、TKC会員事務所の高い業務水準を紹介することで、中堅・大企業の多くをTKC会員の関与先とし、会社定款の事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」の実現を目指しています。

当連結会計年度においては、TKC全国会 中堅・大企業支援研究会（平成23年9月30日現在会員数960名）と連携して、中堅・大企業を対象とした税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、たび重なる会計基準の改正による経理業務の複雑化や連結決算の早期化などへ対応する経理担当者のスキルアップを支援すべく、新たに「連結会計基礎講座」を開設しました。

また並行して、中堅・大企業向けに提供する「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）の機能の強化・拡充にも努めました。さらに、連結納税制度の適用企業は中堅・大企業から中小企業へとその裾野を広げていることから、これをTKC会員の関与先拡大のチャンスとするため、平成23年8月よりTKC全国会 中堅・大企業支援研究会会員による「連結納税（有利・不利）判定サービス」の提供を開始しました。

そうした活動の結果、中堅・大企業向けに提供する「TKC連結グループソリューション」は、平成23年9月30日現在で上場企業を中心に約1,400グループでご利用いただいています。

### 3) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人）の、それぞれの分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、全国規模でセミナーを開催しています。特に社会福祉法人においては、平成24年度から新「社会福祉法人会計基準」が施行されることから、TKC全国会 社会福祉法人経営研究会では、「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織して、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。なお、社会福祉法人向けセミナーは、7月に全国5拠点で、また8月から10月にかけては各都道府県単位で開催し、延べ1,502法人2,059名の参加をいただきました。

当社では、こうしたTKC会員による非営利法人の経営改善に向けた活動を支援するため、「TKC公益法人会計データベース」、「FX4（公益法人会計用）」や「TKC社会福祉法人会計データベース」、「TKC医薬会計データベース」等を提供しています。

### ②優良関与先の離脱防止

「FX4クラウド」の提供

平成23年6月より、中堅企業の経理業務とTKC会員が実施する巡回監査業務等との親和性を高めた中堅企業向けクラウド型財務会計システム「統合型会計情報システム(FX4クラウド)」の提供を開始しました。当社では、当システムの提供によりTKC会員が提供する業務の高付加価値化を支援し、優良関与先の離脱防止に貢献しています。

### ③TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、TKC会員事務所においても経営承継は避けて通れない問題であることから、平成23年1月14日に「TKC会員事務所承継支援室」を設置しました。TKC全国会総務委員会の指導のもとで、支援室を中心にTKC会員の円滑な事業承継を支援し、TKC全国会の事業目的「5. 会員相互の啓発、互助及び親睦」の実現を目指します。

### (6) TKC会員と中小企業への大震災に関する支援情報の発信

東日本大震災と、これに続いて発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による全国的な電力需給の逼迫、風評被害などにより、いま東日本の中小企業は厳しい経営環境におかれています。こうした状況を踏まえ、わが国の政府も中小企業を救済するため金融、雇用、税金の取り扱いに関するさまざまな支援策を公表しています。当社では、TKC会員と全国の中小企業経営者にこれらの情報が迅速かつ的確に伝わるよう、TKC会員のためのイントラネット「TKC全国会ネットワーク（PROFIT）」とTKCグループホームページ

(<http://www.tkc.jp/>) に特別コーナーを設置して情報発信に努めています。

### (7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万68件（平成23年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には78万件超の文献情報を収録しており、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成23年9月30日現在で1万3,000件を超える機関に利用されています。

当連結会計年度においては、法律事務所を中心とする一般市場と法科大学院を中心とするアカデミック市場に対して積極的な販売促進活動を行いました。一般市場に対しては、平成23年2月にTKCローライブラリーのオプションサービスとして、裁判員裁判を担当する弁護士の判断業務を支援する「刑事事件量刑データベース」の提供を開始しました。また6月からは、ぎょうせい殿が提供する法令データベース「Super法令Web（法令）」と「LEX/DBインターネット（判例）」、「法律文献総合INDEX（文献情報）」を統合したTKCローライブラリーの販売促進活動に取り組みました。

一方、アカデミック市場においては、学生の減少や国からの補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、平成23年2月に「TKC法科大学院教育支援システム」へ「ロースクールパッケージ」を新設するとともに、利用料金の引き下げを実施しました。当社では、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の利用を促進することにより、法科大学院が学生に対して受験対策を直接行えない事情を踏まえた支援体制を強化してまいります。

また、TKCローライブラリーは平成22年6月から大韓民国でも販売を開始し、政府機関やロースクール等で採用されるなどユーザー数も順調に拡大しています。

### 3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的に、専門特化した情報サービスを展開しています。

#### (1) 「TKCクラウドサービス」の開発・提供

クラウドコンピューティング時代における地方公共団体向けソリューションとして、中規模団体（人口50万人まで）を対象とする「TKCクラウドサービス」の開発・提供を行っています。

TKCクラウドサービスは、最新技術の活用によって、以下の3つのサービスを統合するものです。

- ①フロントオフィス業務（住民からの申請・届出等の受付処理）を支援する「TKC行政ASPサービス」
- ②バックオフィス業務（庁内業務）を支援する「TASKクラウドサービス」
- ③納税通知書印刷などの大量一括処理を支援するアウトソーシングサービス

クラウドコンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたTKCクラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体においても、最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、東日本大震災を機に地方公共団体における「業務継続性確保」への意識が高まったことに伴い、TKCクラウドサービスは、サーバのハウジングサービス（平成23年9月30日現在で7団体に導入）とともに商談が急増しています。

#### (2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「TKC行政ASP/地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー43社とともに提案活動を展開しています。その結果、平成23年9月30日現在で本サービスの利用団体は691団体となりました。当サービスは、平成23年1月に開始した国税連携においても順調に稼働し、また顧客団体のうち452団体が地方税の電子申告の受付を実施しています。

#### (3) 「行政サービスへのアクセス向上」への対応

##### ①「TKC行政ASP/証明書コンビニ交付システム」の開発・提供

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するためのシステムとして、TKC行政ASP/証明書コンビニ交付システムを開発し、平成23年3月に栃木県下野市殿において稼働しました。当システムは、全国の市区町村を対象にクラウド型によって展開する全国初のサービスです。

##### ②「TKC行政ASP/かんたん申請・申込システム」の機能強化

住民が電子申請・申込をする際に、ひとつのサイトですべての手続が完結することができるよう、TKC行政ASP/かんたん申請・申込システムの機能強化を図りました。

##### ③クレジットカード決済による公金収納機能の開発・提供

公金収納のクレジット決済導入を検討する市区町村が増えつつあることから、平成22年4月にTASK.NET税務情報システムのオプションシステムとしてクレジット収納機能を提供しました。その結果、平成23年9月30日現在で、TKCシステムユーザーのうち5団体がクレジット決済による公金収納を開始しています。

#### (4) 法律及び制度改正等への対応

##### ①「TASK.NET公会計システム」の開発・提供

当社では、TASK.NET公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「TASK.NET固定資産管理システム」などサブシステムの拡充に取り組んでいます。

当連結会計年度においては、新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してTASK.NET公会計システムへのリプレース提案活動を推進した結果、平成23年9月30日現在で当社財務会計システムの利用団体のうち52団体が新システムへ移行しています。

また財務書類の作成において、多くの市区町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度である決算統計データを取り込むだけで普通会計及び市区町村単体／連結の財務書類を作成できる「TKC行政ASP／かんたん財務書類システム」を開発・提供しています。本システムは、平成23年9月30日現在で33団体に採用されています。

#### ②「住基法改正システム研究会」の活動支援

平成24年7月頃に予定されている「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を発足しました。当研究会では、総務省殿が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を行います。

当社では事務局としてシステム研究会の運営を支援するとともに、研究成果をもとに「TASK. NET住基システム」の改修を進め、平成24年7月に提供する予定です。

### (5) 東日本大震災発生に伴う諸活動

#### ①TKCシステム利用団体への支援

国の施策に基づき、被災者の負担軽減のための特例措置等へのシステム対応を無償で行いました。また、余震活動や電力需給の逼迫などの影響が懸念されるTKCシステム利用団体に対して、行政サービスの継続あるいは早期再開に向けた各種支援に取り組みました。

#### ②業務継続性確保の取り組み

不測の事態が発生した際にも、すべてのTKCシステム利用団体が住民情報を保全し、業務の継続あるいは早期再開ができるよう既存サービスの強化・拡充に取り組みました。また、当社が提供する業務継続支援サービスとして、「TKC行政ASP／市町村サーバの第2次バックアップサービス」「サーバのハウジングサービス」「TKCクラウドサービス」をラインナップし、個々の市区町村の状況に合わせた提案活動を行いました。

### 4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びDPS事業を軸に製造・販売を展開しています。

- (1) 企業のICT化と帳票印刷の需要低迷に加え、東日本大震災の影響による印刷物の発注抑制や取り消しなどが相次ぎ、当連結会計年度における売上高は減少となりました。
- (2) DPS関連商品においては、大手企業からのスポット案件を獲得したものの、東日本大震災後の広告自粛などが大きく影響し、売上高は前連結会計年度比3.7%減となりました。
- (3) ビジネスフォーム印刷の分野については、ビジネス帳票の衰退が続き、売上高は前連結会計年度比1.7%減となりました。

## II キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ731百万円増加し、12,083百万円になりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

### 1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、5,236百万円の収入（前連結会計年度比1,188百万円収入減）となりました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が5,171百万円計上されたこと等によるものです。

### 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、3,293百万円の支出（前連結会計年度比8,348百万円支出減）となりました。その主な理由は、定期預金8,700百万円を預入したこと並びに有形固定資産の取得1,776百万円等によるものです。

### 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、1,211百万円の支出（前連結会計年度比10百万円支出減）となりました。その主な理由は、平成22年9月期期末配当並びに平成23年9月期中間配当（1株当たり普通配当22円）を支払ったこと等によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

特に記載すべき事項はありません。

### (2) 受注状況

特に記載すべき事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。このため、前連結会計年度のセグメント別売上高及び営業利益については、新たな基準に組み替えて当連結会計年度と比較対象しています。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
会計事務所事業	38,360	97.9
地方公共団体事業	11,932	109.9
印刷事業	3,341	98.5
合計	53,635	100.4

（注） 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

各セグメントの対処すべき課題は次のとおりです。

#### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

##### (1) TKC全国会「経営改善計画支援プロジェクト」の支援

TKC全国会が実施する「経営改善計画支援プロジェクト」活動の意義を一般社会へアピールすることにより、TKC会員の高い業務品質の認知度向上に努めます。

##### (2) 「FX2シリーズ」と「TKC継続MASシステム」の利用拡大

TKC全国会が推進するTKC経営改善計画策定支援サービスに合わせ、TKC経営改善計画支援システム、TKC継続MASシステム、並びにFX2シリーズの利用拡大に注力します。また、国税庁殿統計によりますと、年商5千万円以下の法人のみが増加傾向にあり、この層の自計化推進に向け新製品を開発中です。

##### (3) TKC会員事務所と関与先企業の事業継続に関する支援

当社では不測の事態に備え、TKC会員事務所や関与先企業がTKCシステムを継続利用できるよう、平成24年までに順次、TISCの活用によるデータバックアップ体制を整備して、その事業継続を支援します。

###### ① TISCバックアップサービス

平成23年6月より提供を開始したFX2シリーズのバックアップデータを自動で転送・保管する「TISCバックアップサービス」を皮切りとして、TKC会員事務所の基幹システムである「OMS2010」及び関与先企業において利用されている「戦略給与情報システム(PX2)」や「戦略販売購買情報システム(SX2)」などのデータバックアップ・サービスを順次提供してまいります。

###### ② クラウドサービスの拡充

TKC会員事務所の基幹システムであるOMS2010のクラウド化に向けた取り組みを行うとともに、関与先企業向けシステムのクラウドサービスの拡充を進めてまいります。

##### (4) TKC会員の関与先拡大支援

###### ① 中小企業経営者への「TKC全国会」ブランドの浸透

TKCグループホームページのコンテンツを充実するとともに、企業経営者をホームページに誘導するための施策を展開し、TKC会員の関与先拡大を支援します。

###### ② 中堅・大企業市場の開拓

1) 中堅・大企業向け「TKC連結グループソリューション」の利用を積極的に推進することで、TKC会員の関与先拡大の機会の創出に努めます。

2) 中堅・大企業に関する制度や会計・税務等の調査研究を行い、企業の適法・適正な会計処理と税務申告を支援する「TKC全国会 中堅・大企業支援研究会」は、平成23年9月30日現在で960名のTKC会員が参加しています。当社では、この研究会の活動を支援することで、中堅・大企業への支援体制の強化拡充を図ります。

##### (5) 会員増強活動

当社では、平成32年までにTKCシステム利用会員事務所1万超を目指して、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会のご指導のもと、積極的な会員増強活動を実施しています。第46期においては、「ニューメンバーズフォーラム2011」や「会計事務所経営セミナー」の開催を通じ、TKC全国会会員の増加に努めてまいります。

##### (6) 新社会福祉法人会計基準に対応したシステムの開発・提供

平成24年度から施行され平成27年度から適用が義務づけられる新社会福祉法人会計基準に対応した「FX4クラウド(社会福祉法人会計用)」等を開発・提供します。

##### (7) TKC会員事務所の業務品質の向上

###### ① 「記帳適時性証明書」の普及促進

「記帳適時性証明書」について、金融機関及び企業経営者等に対する広報活動を継続してまいります。これにより、TKC会員が、関与先企業に対して月次巡回監査、月次決算、税務申告、及び書面添付を実施するための基礎となる「会社法第432条」の「適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」とする記帳条件の履行を支援していることについて強くアピールします。

###### ② 新しい「中小企業の会計に関する基本要領」への対応

中小企業庁殿と金融庁殿は、平成23年2月に「中小企業の会計に関する検討会」を設置し、新しい中小企業会計の指針の検討に着手し、本年12月には正式に公表される予定となっています。当社では、TKC全国会の指導のもと、この指導と普及の担い手となるTKC会員を支援します。

##### (8) 法律情報データベース市場の拡大

法律事務所をはじめとする一般市場でのさらなる利用拡大を図るため、ぎょうせい殿との共同販売体制による全国営業網を強化し、TKCローライブラリー・基本サービスセットの販売促進に取り組みます。あわせて、TKCローライブラリーのオプションサービスとして、平成23年2月に提供を開始した「刑事事件量刑データベース」を皮切りとした弁護士業務を支援するサービスを順次拡充する計画です。

加えて、大韓民国の市場においても代理店に対する営業支援を強化します。

## 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政の業務効率化を支援することが重要な経営課題であると捉え、次のとおり取り組みます。

### (1) 「次世代電子行政サービス」構築への対応

#### ① 「TKCクラウドサービス」の構築

国が進める「自治体クラウド事業」など各種施策の動向に注目しつつ、引き続き「安全・安心・便利」を実現するためのTKCクラウドサービスの強化・拡充に取り組みます。

#### ② 「行政サービスへのアクセス向上」を支援するシステムの開発

各種申請・届出等手続のオンライン化を支援するため、各種ソリューションの機能強化を図ります。

### (2) 行政経営の改革に伴う「業務プロセスとシステムの最適化」への対応

当社の強みは、基幹系（住基・税務等）システムと大量一括アウトソーシングサービスの組み合わせによる「分散処理方式」、「ソフトウェアのレンタル方式」、「TISCを拠点とするクラウドサービス」にあります。

これらの強みを活かしながら、柔軟性や拡張性、安全性といったクラウドコンピューティングの特長を採り入れたTKCクラウドサービスの開発・提供を進め、財政規模の小さい地方公共団体でも、最適なコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう、引き続き「情報システムに係るトータルコストの削減」や「電子自治体の最適化」を探求します。

### (3) 地方公共団体の業務継続に関する支援

当社クラウドサービスの統一コンセプト「安全、安心、便利」を実現し、不測の事態が発生した際にも、すべてのTKCシステム利用団体が住民情報を保全し、業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組みます。

## 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門では、厳しい市場環境を乗り切るため、引き続きDPS商品の拡販を中心に、「新規顧客の開拓」「既存得意先のシェアアップ」を軸にした営業展開と製造コストの削減、生産効率の向上、品質障害の減少、また環境に配慮した経営に取り組みます。

①新規顧客の開拓により、DPS関連商品の販売促進に注力します。

②既存得意先との関係を更に深め、シェアアップを図ります。

③新規顧客の獲得、ニーズへの対応、提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発に取り組みます。

④品質の向上と安定・維持、また品質障害を減少させるため「品質検査」の強化を図ります。

⑤内製化をさらに推進することで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。

⑥顧客・取引先企業からのさらなる信頼を得るため、「プライバシーマーク」、「ISMS:ISO27001」に基づき情報セキュリティの強化を図ります。

⑦「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済み糊の浄化处理や大豆を主原料とするインキへの切り替えをさらに進めます。

⑧原材料を供給する製紙工場の東日本大震災の被災については、ほぼ復旧しましたが、今後も印刷原紙の確保に努め、印刷物の安定供給を目指します。また、原紙の材料高、原油高により、原材料の値上げが予想されておりますが、メーカー、代理店等との交渉、及び製造コストの削減を行い、お客様にできるだけ影響を与えない価格帯で印刷物の供給を図ります。

## 4. 全社の対処すべき課題

### (1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士及び地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制を整備していきます。

### (2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、各種諸規程を体系的にまとめ上げ、グループマネジメントシステムの向上に取り組んでいきます。

### (3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進していきます。

なお、当社では、平成23年2月5日に、当社の創業45周年、並びにTKC全国会の創設40周年を記念して「飯塚毅記念館」と「IT博物館」を開設しました。これは当社及びTKC全国会共通の理念「自利トハ利他ヲイフ」と両者の発展の歴史を、正確かつ永く継承していくために開設したものです。当社では、この2つの記念館の活用を通じて理念の浸透を一段と図り、さらなる「顧客への貢献」に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」及び「経理の状況」等に関連して、投資者の皆様にご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆様のご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止及び発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因をすべて網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成23年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

##### 1. 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率（当社グループの割引率は1.5%を採用しています）が変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となります。当社グループでは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行する等の施策を実施していますが、その影響を完全になくすることはできません。割引率の変更は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 2. 固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。

この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 3. タイ国の大洪水によるオフィス機器の調達等について

当社グループの会計事務所事業部門および地方公共団体事業部門においては、社内用および販売用のサーバー、パソコン、プリンターを富士通殿、東芝殿およびカシオ情報機器殿から調達しています。これらのメーカは、製品または部品の一部をタイ国で生産しているため、今回の大洪水により調達が困難となり、当社の販売可能台数が制限される可能性があります。

##### 4. 印刷事業部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での受給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達がきわめて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 5. 個人情報等の管理について

当社グループにおいては、当社顧客（会計事務所及び地方公共団体等）から法人及び個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。これらの情報の保護については、情報管理に関するポリシーや手続き等を策定しており、役社員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底及びシステム上のセキュリティ対策等を実施しています。

また、情報処理を行う当社の統合情報センターにおいては、経済産業省殿の指導の下に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）殿が制定した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を得るとともに、担当部門を設置して情報処理におけるセキュリティ対策等に万全を期しています。

さらに、個人情報については、その適切な取扱い及び管理体制の構築に資するために、JIPDEC殿が制定した「プライバシーマーク」の認定を当社及び連結子会社である東京ラインプリンタ印刷株式会社が取得しています。

また、当社の内部監査部門では、全社全部門にわたる個人情報保護法への対応に全力を傾注し、社内において個人情報管理への意識を高めるとともに、個人情報が漏洩することがないよう社内体制の整備に努力しています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 6. 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム—設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル（ISO9001）」の認証を平成11年7月に取得しております。また平成22年9月にはその範囲を拡大し、地方公共団体事業部システム開発本部においても取得いたしました。

当連結会計年度における研究開発費は580百万円であり、各セグメント別の主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

### (1) 会計事務所事業

会計事務所との関与先企業を対象とした、中堅企業の経理業務とTKC会員が実施する巡回監査業務等との親和性を高めた中堅企業向けクラウド型財務会計システム「統合型会計情報システム（FX4クラウド）」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は459百万円であります。

### (2) 地方公共団体事業

市区町村を対象に、クラウド型によって展開するサービスとして「TKC行政ASP／証明書コンビニ交付システム」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は120百万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態の分析

#### 1. 資産の部について

当連結会計年度末における総資産は、67,037百万円となり、前連結会計年度末66,571百万円と比較して466百万円増加しました。

##### ①流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、28,291百万円となり、前連結会計年度末27,828百万円と比較して462百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金が増加したこと等によるものです。

##### ②固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、38,746百万円となり、前連結会計年度末38,742百万円と比較して、3百万円増加しました。

その主な理由は、I&TCビル等の建物、工具、器具及び備品の減価償却により有形固定資産が減少したものの、長期預金が増加したこと等によるものです。

#### 2. 負債の部について

##### ①流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、10,791百万円となり、前連結会計年度末12,257百万円と比較して、1,465百万円減少しました。

その主な理由は、未払金及び未払法人税等が減少したこと等によるものです。

##### ②固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、4,300百万円となり、前連結会計年度末3,895百万円と比較して、405百万円増加しました。

その主な理由は、「資産除去債務に関する会計基準」を適用したこと等によるものです。

#### 3. 純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、51,945百万円となり、前連結会計年度末50,418百万円と比較して1,527百万円増加しました。

その主な理由は、当期純利益が3,000百万円計上されたこと等によるものです。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、75.6%となり、前連結会計年度末73.9%と比較して1.7ポイント増加しました。

### (2) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 I 業績」を参照してください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 II キャッシュ・フロー」を参照してください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、1,925百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

##### (1) 会計事務所事業

栃木本社に設置する高速プリンタの購入及び販売用ソフトウェアの制作など1,037百万円の設備投資を行いました。

##### (2) 地方公共団体事業

eLTAX審査システム構築のサーバ等購入、販売用ソフトウェアの制作など703百万円の設備投資を行いました。

##### (3) 印刷事業

オフセットフォーム輪転機の購入など187百万円の設備投資を行いました。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
TKC栃木本社 TKCシステム開発研究所 TKCインターネット・サー ビスセンター TKC栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他)※1	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	5,069	12	2,538 (25,755.02)	1,077	1,185	9,884	992
TKC東京本社 TKCシステム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	80	—	—	25	—	106	204
TKC東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	292	—	2,224 (1,447.44)	130	—	2,647	33
TKC中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	83	—	196 (3,017.47)	45	0	326	22
TKC関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	情報処理設備 事務所設備	108	—	—	56	—	164	29
TKC中四国統合情報センタ ー (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	情報処理設備	31	—	—	96	—	128	13
TKC九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	204	—	203 (2,341.48)	47	0	455	14
TKC北海道統合情報センタ ー (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備	22	—	—	65	—	88	8
TKC東北統合情報センター TKC東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備	17	—	—	94	0	112	22

平成23年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
TKC沖縄総合情報センター TKC沖縄SCGサービスセンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設備	5	—	—	5	—	10	11
TKC茨城SCGサービスセンター (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	41	—	147 (1,120.00)	0	0	190	18
TKC山口SCGサービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	33	—	197 (814.00)	1	0	231	6
寮・社宅 (栃木県宇都宮市他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設備	352	—	426 (5,400.24)	1	—	780	—

## (2) 国内子会社

平成23年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
東京ラインプ リント印刷㈱	羽生工場 (埼玉県羽生 市)	印刷事業	印刷設備	146	554	222 (11,098.17)	11	4	938	95

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。  
2. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア（仮勘定含む）であります。  
4. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。  
5. 上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料

624百万円

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（平成23年9月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場 第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年5月31日 (注)	△2,000,000	27,916,833	—	5,700	—	5,409
平成21年11月30日 (注)	△1,185,800	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(注) 自己株式の消却による減少であります。

## (6) 【所有者別状況】

平成23年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	34	27	150	106	2	10,849	11,168	—
所有株式数 (単元)	—	76,313	2,853	63,745	23,680	3	100,218	266,812	49,833
所有株式数の 割合（%）	—	28.6	1.1	23.9	8.9	0.0	37.5	100.0	—

(注) 1. 自己株式18,971株は「個人その他」に189単元及び「単元未満株式の状況」に71株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ8単元及び87株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
公益財団法人飯塚教育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.6
T K C社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,489	5.6
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	788	2.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区月島1丁目16番13号)	670	2.5
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	598	2.2
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	598	2.2
計	—	13,405	50.2

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 24,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,656,800	266,568	—
単元未満株式	普通株式 49,833	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	266,568	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社TKC	東京都新宿区揚場町2番1号	18,900	—	18,900	0.07
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	24,400	—	24,400	0.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式による株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

(平成23年12月22日 定時株主総会)

当該制度は、会社法の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）及び当社監査役（社外監査役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額について、平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）及び当社監査役（社外監査役を除く）（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	普通株式115,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使できることにより交付を受けることのできる株式数の上限とする。 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を100株、定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限を1,150個（取締役990個、監査役160個）とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割当てる日の翌日から35年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 提出日現在において、新株予約権の割当てを受けることとなる取締役（社外取締役を除く）は11名、監査役（社外監査役を除く）2名であります。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記の他、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	504	846,138
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	18,971	—	18,971	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としています。また、ICTが急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していくなかで、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、これを33.3%（当期純利益の1/3）としております。

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度においては、これまでの配当実績を維持するため、剰余金の配当は以下のとおりといたしました。この結果、年間配当性向は39.3%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年5月10日 取締役会決議	587	22
平成23年12月22日 定時株主総会決議	587	22

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
最高(円)	2,295	2,220	2,045	1,950	1,868
最低(円)	1,870	1,611	1,450	1,450	1,451

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月
最高(円)	1,726	1,734	1,834	1,868	1,741	1,679
最低(円)	1,628	1,596	1,645	1,697	1,600	1,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	—	飯塚真玄	昭和18年2月5日生	昭和43年4月 当社入社 昭和46年12月 当社取締役 昭和52年12月 当社代表取締役専務 昭和58年12月 当社代表取締役社長 平成15年10月 ㈱TKCマネジメントコンサルティング 代表取締役会長 平成20年12月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 5	1,128
代表取締役副会長	—	高田順三	昭和29年6月4日生	昭和53年4月 ㈱マン・ネン入社 昭和54年12月 当社入社 平成2年4月 人事部長 平成5年10月 TKC全国会事務局部長 平成14年12月 当社取締役 TKC全国会事務局部長 平成16年12月 当社取締役 TKC全国会事務局部長 平成17年12月 当社常務取締役 TKC全国会事務局部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 TKC全国会事務局部長 平成20年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長 平成23年12月 当社代表取締役副会長（現任）	(注) 5	5
代表取締役社長	会計事務所事業部担当 地方公共団体事業部担当	角 一幸	昭和23年9月28日生	昭和47年3月 当社入社 昭和54年4月 統括本部経理部長 平成元年5月 営業本部情報センター業務支援部長 平成2年9月 営業本部副本部長 平成2年12月 当社取締役 営業本部副本部長 平成3年4月 当社取締役 東海・北陸統括センター長 平成4年3月 当社取締役 営業本部副本部長 平成6年4月 当社取締役 社長室室長 平成7年3月 当社取締役 人事部部長 平成8年10月 当社取締役 人事部部長兼社長室内部監査部部长兼企業情報ネットワーク営業部部长 平成9年4月 当社取締役 地方公共団体事業部副部长 平成9年5月 当社常務取締役 地方公共団体事業部副部长 平成10年12月 当社常務取締役 地方公共団体事業部部长 平成13年7月 TKC保安サービス㈱ 代表取締役社長（現任） 平成13年12月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长 平成17年1月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长兼営業企画本部部长 平成18年6月 当社専務取締役 地方公共団体事業部部长 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部部长 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 地方公共団体事業部部长 平成23年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部担当 地方公共団体事業部担当（現任）	(注) 5	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役副社長	経営管理本部長	岩田 仁	昭和32年3月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成2年3月 東京統合情報センター電算室長 平成8年6月 社長室情報企画室室長 平成9年8月 経営企画本部副本部長 平成11年5月 経営企画本部長 平成12年10月 総務本部副本部長 平成12年12月 当社取締役 総務本部長 平成16年9月 当社取締役 経営管理本部長 平成17年12月 当社常務取締役 経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 (現任)	(注) 5	4
取締役	常務執行役員 税務研究所長	森 幹雄	昭和25年6月13日生	昭和48年4月 国税庁入庁 平成16年7月 大阪国税不服審判所次席国税審判官 平成18年7月 福岡国税不服審判所長 平成19年7月 名古屋国税不服審判所長 平成20年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成20年12月 当社取締役 常務執行役員 税務研究所長 (現任)	(注) 5	1
取締役	執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長	越沼正典	昭和33年2月22日生	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 当社システム開発研究所電子申告システム開発センター長 平成20年8月 当社システム開発研究所税務情報システム開発センター長 平成22年10月 当社システム開発研究所長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長 (現任)	(注) 5	2
取締役	執行役員 会計事務所事業部TKC全国会事務局長	黒島 修	昭和37年3月18日生	昭和59年4月 当社入社 平成15年4月 当社企業情報システム営業部長 平成19年4月 当社営業企画本部長 平成19年10月 当社執行役員 営業企画本部長 平成21年1月 当社執行役員 TKC全国会事務局長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部TKC全国会事務局長 (現任)	(注) 5	4
取締役	執行役員 会計事務所事業部SCG営業本部長	浅香智之	昭和43年6月5日生	平成3年4月 当社入社 平成10年4月 当社浜松SCGサービスセンター長 平成12年6月 当社TKC全国会事務局課長 平成20年4月 当社TKC全国会事務局次長 平成22年1月 当社TKC全国会事務局部長 平成22年10月 当社SCG営業本部長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部SCG営業本部長 (現任)	(注) 5	2
取締役	執行役員 会計事務所事業部企業情報システム営業本部担当兼 企業情報システム営業本部Gプロジェクト推進本部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	平成14年4月 当社入社 平成21年9月 当社システム開発研究所Gプロジェクト推進部次長 平成22年10月 当社企業情報システム営業本部Gプロジェクト推進部次長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部企業情報システム営業本部担当兼 企業情報システム営業本部Gプロジェクト推進本部長 (現任)	(注) 5	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 地方公共団体 事業部担当	湯澤正夫	昭和34年1月16日生	平成54年4月 当社入社 平成18年6月 当社地方公共団体事業部営業企画本 部長 平成18年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部担当 (現任)	(注) 6	2
取締役	執行役員 地方公共団体 事業部新規事 業戦略本部担 当	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	平成15年4月 当社入社 平成17年10月 当社地方公共団体事業部電子自治体 ソリューション推進部次長 平成19年10月 当社地方公共団体事業部営業企画本 部ASPサービス推進部次長 平成21年1月 当社地方公共団体事業部 営業企画 本部ASPサービス推進部長 平成22年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部ASPサービス推進部 長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部新規事業戦略本部担当 (現任)	(注) 6	0
取締役	—	齋藤保幸	昭和31年6月21日生	昭和60年2月 税理士登録 昭和60年4月 税理士開業 平成22年1月 税理士法人トップ代表社員 (現任) 平成22年12月 当社取締役 (現任)	(注) 5	2
監査役(常勤)	—	小林多美雄	昭和20年3月3日生	昭和43年4月 国税庁入庁 平成8年7月 熊本国税局長 平成9年8月 鉄道整備基金(現 独立行政法人鉄 道建設・運輸施設整備支援機構)理 事 平成12年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成12年12月 当社常務取締役 税務研究所長 平成17年12月 当社専務取締役 税務研究所長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 税務研 究所長 平成20年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 7	9
監査役(常勤)	—	堺 利彦	昭和22年3月31日生	昭和44年4月 東京国税局入局 平成15年7月 江戸川北税務署長 平成16年8月 税理士登録 平成16年9月 当社入社 税務研究所特別研究員 平成22年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 8	0
監査役	—	高島良樹	昭和34年4月18日生	平成2年4月 弁護士登録 平成20年12月 当社監査役 (現任)	(注) 7	—
監査役	—	永田智彦	昭和21年11月19日生	昭和55年2月 税理士登録、開業 平成3年1月 株式会社永田ビジネスサポート代表 取締役 (現任) 平成5年4月 社会福祉法人ふたば会理事長 (現任) 平成23年12月 当社監査役 (現任)	(注) 9	1
計						1,191

- (注) 1. 取締役飯塚真規は、代表取締役会長飯塚真玄の長男であります。  
2. 取締役飛鷹聡は、代表取締役会長飯塚真玄の長女の配偶者であります。  
3. 取締役齋藤保幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
4. 監査役高島良樹及び監査役永田智彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
5. 平成22年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。  
6. 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。  
7. 平成20年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
8. 平成22年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
9. 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の2つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、その後業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

これをコンプライアンスの観点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主に還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

#### II コーポレート・ガバナンス体制について

1. コーポレート・ガバナンスに関連して、平成14年改正商法により「委員会等設置会社」という新たな選択肢が設けられましたが、当社では、法的にも機能強化された監査役により十分な監査機能が期待できること、及び会社業務に精通した社内取締役を中心に実務に即したスピード感のある経営が実現すること等の理由から、従来の「監査役設置会社」の形態を継続することといたしました。その上で、「経営の透明性の向上」と「説明責任の健全な遂行」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指した実効性の高いコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築してまいり所存であります。

なお、本報告書提出日現在、会社役員は取締役12名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）となっております。取締役会は、毎月10日の開催を原則とする定例会のほか必要に応じて開催され、毎回、監査役も出席し、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また監査役は、定期的に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について、その適法性及び有効性を検証しております。さらに、監査役は、会計監査人から監査開始時に監査計画の説明を受け、四半期決算及び確定決算の監査実施期間中、適時、会計監査に係る監査の方法及び結果について報告を受け意見交換を行うとともに、監査完了時に監査結果の報告を受けております。

2. 監査役の員数は4名であり、常勤監査役小林多美雄、常勤監査役埴利彦及び監査役永田智彦の各氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役高島良樹氏は弁護士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部（5名）が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの観点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

また、内部監査に関しては、財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を、金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い行っており、監査役監査及び会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時ディスカッションをもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通を図りながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

3. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

#### [1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針 (会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録と共に、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、「TKC企業行動憲章2006」の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

#### [2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

##### (会社法第362条第4項第6号後段関連)

##### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

##### (会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報に

については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（〔1〕⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
  1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
  2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
  3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

## （2）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

### （会社法施行規則第100条第1項第2号関連）

#### （2-1）戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けたときは、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断したときは、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
  1. 当社の経営理念への準拠性
  2. コンプライアンス
  3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
  4. 予想される顧客からの評価
  5. 技術的な実行可能性
  6. 必要となる資金とコスト
  7. その他、業務提携先との信義則等
- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、常務取締役以上の取締役全員及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。
- ⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

#### （2-2）オペレーション・リスクの管理に関する規定

##### （2-2-1）全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
  1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
  2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
  1. 緊急度の高いもの。
  2. コンプライアンスに関するもの。
  3. 当社の守秘義務に関するもの。
  4. 資産の保全と会計に関するもの。
  5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。

- 6. 職場環境と労務管理に関するもの。
- 7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

#### (2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
  - 1. システム開発研究所業務改善委員会
  - 2. 自治体システム開発運用部門業務改善委員会
  - 3. 統合情報センター業務改善委員会
  - 4. SCGサービスセンター業務改善委員会
  - 5. 自治体営業部門業務改善委員会
  - 6. サプライ事業部業務改善委員会
  - 7. 東京本社業務改善委員会
  - 8. 人事給与制度改善委員会
  - 9. リスク管理委員会
  - 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、2-2-1に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

#### (2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生したときは、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

#### (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」及び「資金計画書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**(4) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)**

- ① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士等の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存することを検討する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

**(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)**

- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。
- ② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を社外取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

**(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)**

- ① 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

**(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)**

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命及び異動については、監査役会と協議する。
- ② 監査役室に勤務する従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見に従うものとする。

**(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

**(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)**

- ① すべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報

提供を迅速に行う。

② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。

1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

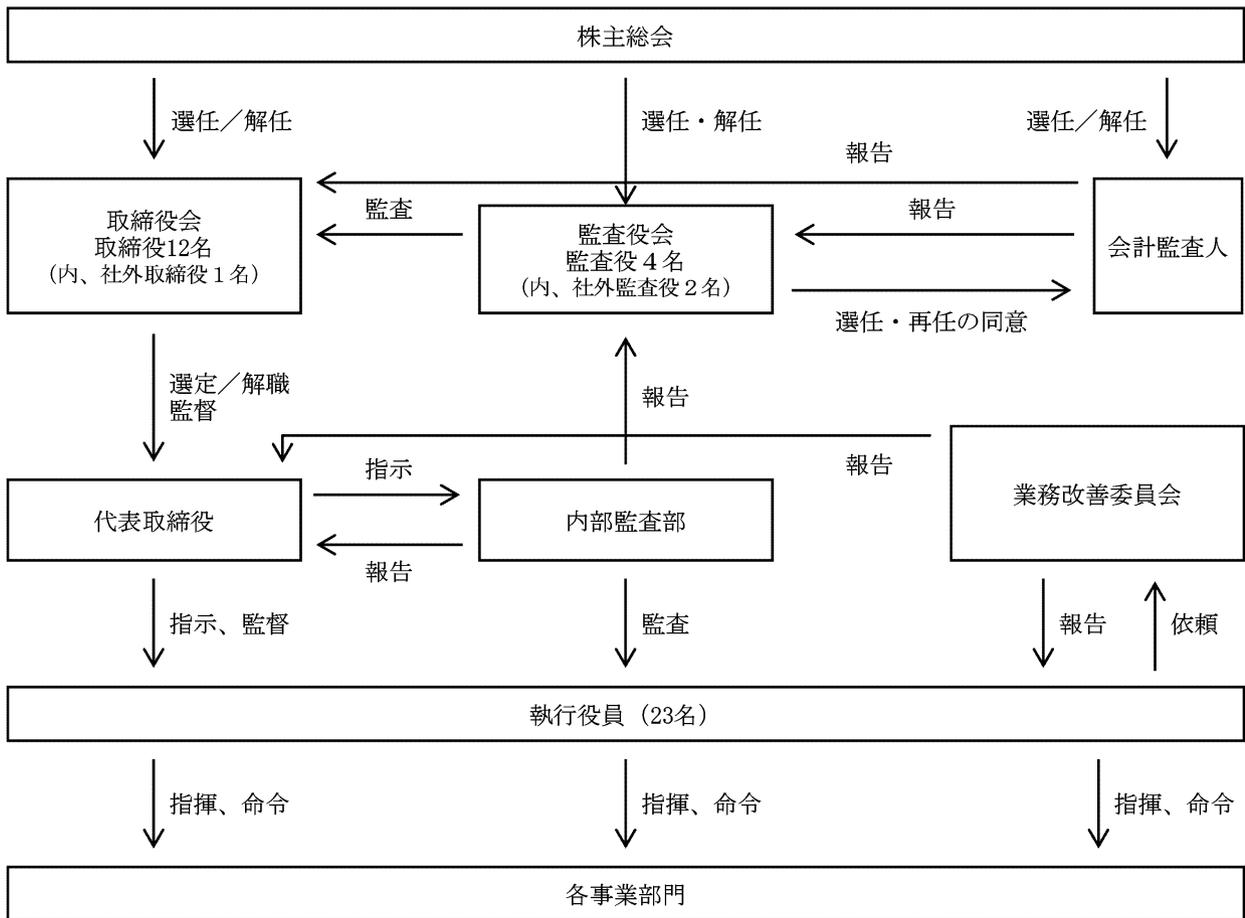
④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

- ① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、四半期レビュー及び決算監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受けるものとする。
- ④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役に提出することを期待する。

当社の内部統制システムに関する模式図は以下のとおりです。



#### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

### Ⅲ. 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

区分	氏名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
取締役	齋藤保幸	税理士法人トップの代表社員に就任されており、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。 また、税理士法人トップは、当社との取引はありますが、他の第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
監査役	高島良樹	弁護士をされており、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
監査役	永田智彦	取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点、またコンプライアンス(遵法義務)及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかの観点から、意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言を期待しております。 また、永田智彦氏が代表取締役に就任している株式会社永田ビジネスサポートは、当社との取引はありますが、他の第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。

### Ⅳ. 会計監査の状況

#### 1. 名称

##### 会計監査人

新日本有限責任監査法人

公認会計士 上林三子雄氏

公認会計士 毛利篤雄氏

公認会計士 善方正義氏

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 5名

その他 8名

#### 2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 当社は、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることとします。
- ② 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

#### 3. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

## V. その他

### 1. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

### 2. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

### 3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

### 4. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

### 5. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### 6. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

## VI. 役員報酬等

### 1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	263	263	—	—	0	15
監査役 (社外監査役を除く。)	36	36	—	—	—	3
社外役員	36	36	—	—	—	4

### 2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、「定額報酬」と「業績連動報酬」の2種で構成しています。うち、定額報酬は、毎年1月に前事業年度における全社の業績達成度合い並びに当事業年度における全社の業績目標等を勘案し、また業績連動報酬は、前事業年度における全社の業績達成度合い及び各取締役の前事業年度における担当部門別の業績目標達成度合いを総合的に勘案して、代表取締役会議により原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は、「定額報酬」となっており、監査役の協議により決定しております。

## VII. 株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
15銘柄 3,129百万円

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱T&Dホールディングス	890,000	1,548	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	903	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	85	企業間取引関係の維持・強化
㈱日本製紙グループ本社	17,000	35	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	6	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	6	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	5	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	2	企業間取引関係の維持・強化

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱T&Dホールディングス (注)	890,000	1,311	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	822	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	85	企業間取引関係の維持・強化
㈱日本製紙グループ本社	17,000	35	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	5	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	4	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	3	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	2	企業間取引関係の維持・強化

(注) ㈱T&Dホールディングスの株式数は、平成23年10月1日を効力発生日として実施された普通株式1株につき2株の割合での株式分割を考慮しておりません。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	75	75	—	—	△0 (注)

(注) 非上場株式欄の「評価損益の合計額」△0百万円は全て減損処理額であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	47	15	46	13
連結子会社	—	—	—	—
計	47	15	46	13

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価（日本公認会計士協会 最終修正 平成16年3月17日）」に準拠して、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年9月30日)	当連結会計年度 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,352	19,083
受取手形及び売掛金	6,369	5,872
リース投資資産	92	33
商品及び製品	327	386
仕掛品	66	107
原材料及び貯蔵品	109	116
繰延税金資産	2,195	2,310
その他	360	446
貸倒引当金	△44	△67
流動資産合計	27,828	28,291
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,556	6,432
機械装置及び運搬具（純額）	739	627
工具、器具及び備品（純額）	2,358	1,825
土地	6,367	6,415
リース資産（純額）	34	11
建設仮勘定	9	—
有形固定資産合計	※1 16,066	※1 15,312
無形固定資産		
ソフトウェア	1,043	1,126
ソフトウェア仮勘定	175	59
その他	72	72
無形固定資産合計	1,291	1,258
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 4,076	※2 3,768
長期貸付金	—	48
繰延税金資産	3,328	3,589
長期預金	12,400	13,200
差入保証金	1,363	1,369
長期リース投資資産	52	24
その他	164	176
投資その他の資産合計	21,384	22,175
固定資産合計	38,742	38,746
資産合計	66,571	67,037

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年9月30日)	当連結会計年度 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,400	3,125
短期借入金	48	40
リース債務	118	40
未払金	4,136	3,178
未払法人税等	1,603	1,063
未払消費税等	42	355
賞与引当金	2,429	2,529
その他	478	457
流動負債合計	12,257	10,791
固定負債		
リース債務	61	27
退職給付引当金	3,268	3,385
その他	565	886
固定負債合計	3,895	4,300
負債合計	16,152	15,091
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	38,697	40,522
自己株式	△37	△38
株主資本合計	49,768	51,592
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△597	△887
その他の包括利益累計額合計	△597	△887
少数株主持分	1,247	1,240
純資産合計	50,418	51,945
負債純資産合計	66,571	67,037

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	53,434	53,635
売上原価	20,674	21,513
売上総利益	32,759	32,121
販売費及び一般管理費	※1, ※2 26,737	※1, ※2 26,905
営業利益	6,021	5,215
営業外収益		
受取利息	55	50
受取配当金	74	87
受取地代家賃	34	36
持分法による投資利益	—	19
その他	37	18
営業外収益合計	201	212
営業外費用		
支払利息	7	5
賃借ビル解約補修費	3	—
持分法による投資損失	33	—
その他	0	0
営業外費用合計	45	5
経常利益	6,178	5,421
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	—
投資有価証券売却益	4	—
貸倒引当金戻入額	5	—
受取保険金	30	—
特別利益合計	40	—
特別損失		
固定資産売却損	※4 0	※4 1
固定資産除却損	※5 13	※5 38
減損損失	※6 5	—
投資有価証券売却損	44	—
投資有価証券評価損	※7 38	※7 2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	208
特別損失合計	103	250
税金等調整前当期純利益	6,115	5,171
法人税、住民税及び事業税	2,969	2,518
法人税等調整額	△352	△342
法人税等合計	2,617	2,176
少数株主損益調整前当期純利益	—	2,995
少数株主利益又は少数株主損失(△)	13	△5
当期純利益	3,484	3,000

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	2,995
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△288
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△0
その他の包括利益合計	—	※2 △288
包括利益	—	※1 2,706
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	2,710
少数株主に係る包括利益	—	△4

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
前期末残高		5,700		5,700
当期末残高		5,700		5,700
<b>資本剰余金</b>				
前期末残高		5,409		5,409
当期末残高		5,409		5,409
<b>利益剰余金</b>				
前期末残高		38,630		38,697
当期変動額				
剰余金の配当		△1,175		△1,175
当期純利益		3,484		3,000
自己株式の処分		△0		—
自己株式の消却		△2,241		—
当期変動額合計		67		1,825
当期末残高		38,697		40,522
<b>自己株式</b>				
前期末残高		△2,279		△37
当期変動額				
自己株式の取得		△0		△0
自己株式の処分		0		—
自己株式の消却		2,241		—
当期変動額合計		2,241		△0
当期末残高		△37		△38
<b>株主資本合計</b>				
前期末残高		47,459		49,768
当期変動額				
剰余金の配当		△1,175		△1,175
当期純利益		3,484		3,000
自己株式の取得		△0		△0
自己株式の処分		0		—
当期変動額合計		2,308		1,824
当期末残高		49,768		51,592

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	△236	△597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△360	△289
当期変動額合計	△360	△289
当期末残高	△597	△887
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
前期末残高	△236	△597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△360	△289
当期変動額合計	△360	△289
当期末残高	△597	△887
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	1,234	1,247
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	△7
当期変動額合計	12	△7
当期末残高	1,247	1,240
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	48,458	50,418
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,175
当期純利益	3,484	3,000
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△348	△296
当期変動額合計	1,960	1,527
当期末残高	50,418	51,945

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,115	5,171
減価償却費	2,051	2,657
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10	22
賞与引当金の増減額 (△は減少)	56	99
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	309	116
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△659	—
受取利息及び受取配当金	△129	△138
支払利息	7	5
持分法による投資損益 (△は益)	33	△19
固定資産売却損益 (△は益)	△0	1
固定資産除却損	13	38
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	208
投資有価証券売却損益 (△は益)	40	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	38	2
減損損失	5	—
売上債権の増減額 (△は増加)	293	454
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△21	△107
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2	△70
仕入債務の増減額 (△は減少)	223	△340
その他の負債の増減額 (△は減少)	635	△270
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△166	319
その他	△0	4
小計	8,834	8,152
利息及び配当金の受取額	129	139
利息の支払額	△7	△5
法人税等の支払額	△2,530	△3,049
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,425	5,236
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△10,500	△8,700
定期預金の払戻による収入	3,600	7,900
有形固定資産の取得による支出	△3,144	△1,776
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△1,160	△664
投資有価証券の取得による支出	△851	△0
投資有価証券の売却による収入	427	—
差入保証金の差入による支出	△61	△19
差入保証金の回収による収入	21	13
貸付けによる支出	△30	△50
貸付金の回収による収入	30	—
その他の支出	△0	△0
その他の収入	27	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,642	△3,293

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△8
リース債務の返済による支出	△43	△23
自己株式の売却による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△1,176	△1,176
少数株主への配当金の支払額	—	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,221	△1,211
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,438	731
現金及び現金同等物の期首残高	17,790	11,352
現金及び現金同等物の期末残高	※1 11,352	※1 12,083

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社（3社）</p> <p>東京ラインプリンタ印刷株式会社 TKC保安サービス株式会社 株式会社TKCマネジメントコンサルティング</p> <p>なお、子会社は全て連結の範囲に含めております。</p>	<p>連結子会社（2社）</p> <p>東京ラインプリンタ印刷株式会社 TKC保安サービス株式会社</p> <p>子会社は全て連結の範囲に含めておりません。</p> <p>なお、連結子会社であった株式会社TKCマネジメントコンサルティングは、平成23年5月1日に当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲より除外しております。また、合併日までの同社の損益のみを連結しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社（2社）</p> <p>株式会社TKC出版 株式会社スカイコム</p> <p>株式会社スカイコムは、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。</p> <p>また、株式会社アイタックシステムズは、平成21年10月30日開催の臨時株主総会において特別清算の決議をしており、重要性が低下したため、当連結会計年度から同社を持分法適用関連会社より除外しております。</p> <p>なお、同社は平成22年1月7日に特別清算手続開始決定がなされ、平成22年4月7日に特別清算手続を結了しております。</p>	<p>持分法適用関連会社（2社）</p> <p>株式会社TKC出版 株式会社スカイコム</p> <p>株式会社スカイコムは、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>1) その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの</p> <p>期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>b. 時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産</p> <p>1) 商品・原材料</p> <p>先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>2) 製品</p> <p>進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>1) その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>b. 時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>1) 商品・原材料</p> <p>同左</p> <p>2) 製品</p> <p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>3) 仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 10年～50年 機械装置及び運搬具 4年～10年 工具、器具及び備品 2年～20年</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>1) ソフトウェア a. 市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間(3年以内)による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 b. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。</p> <p>2) その他 定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>3) 仕掛品 同左</p> <p>4) 貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>1) ソフトウェア a. 市場販売目的のソフトウェア 同左 b. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>2) その他 同左</p> <p>③リース資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額に係る適用初年度の費用処理額は220百万円であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ220百万円減少しております。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 受注制作のソフトウェア(ソフトウェアの開発契約)に係る収益及び売上原価の計上基準</p> <p>① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト 工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)</p> <p>② その他のプロジェクト 工事完成基準</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p> <hr/> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 受注制作のソフトウェア(ソフトウェアの開発契約)に係る収益及び売上原価の計上基準</p> <p>① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト 同左</p> <p>② その他のプロジェクト 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>受注制作のソフトウェア取引（ソフトウェアの開発契約）に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手した契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生がなかったため、この変更による当連結会計年度の売上高及び損益に与える影響はありません。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>_____</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、</p> <p>①手許現金 ②随時引き出し可能な預金 ③容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>②連結納税制度の適用 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	—————
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、 ①手許現金 ②随時引き出し可能な預金 ③容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。	—————

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ16百万円、税金等調整前当期純利益は225百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
—	<p>(連結損益計算書)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社は内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、それぞれ平成20年12月19日及び平成20年12月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。</p> <p>また、当社及び連結子会社は、平成21年12月22日及び平成21年12月24日開催の定時株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、定時株主総会終結時における「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当連結会計年度末における未払額490百万円については固定負債の「その他」に計上しております。</p>	<p>(「包括利益の表示に関する会計基準」の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成23年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,177百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,379百万円
※2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 186百万円	※2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 202百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与 8,377百万円 賞与引当金繰入額 2,058百万円 退職給付費用 591百万円 減価償却費 563百万円 賃借料 2,033百万円 研究開発費 547百万円	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。 給与 8,618百万円 賞与引当金繰入額 2,141百万円 退職給付費用 517百万円 貸倒引当金繰入額 22百万円 減価償却費 652百万円 賃借料 2,081百万円 研究開発費 580百万円
※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、547百万円であります。	※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、580百万円であります。
※3. 固定資産売却益は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	3. ————
※4. 固定資産売却損は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	※4. 固定資産売却損は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。
※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 2百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具、器具及び備品 9百万円 その他 2百万円 計 13百万円	※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物 3百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 工具、器具及び備品 32百万円 その他 2百万円 計 38百万円

前連結会計年度 (自 平成21年10月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日)								
<p>※6. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県宇都宮市他</td> <td>遊休資産</td> <td>電話加入権</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（5百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>※7. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	5	<p>6. _____</p> <p>※7. 同左</p>
場所	用途	種類	金額 (百万円)						
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	5						

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度（自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

- ※ 1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益
- |              |          |
|--------------|----------|
| 親会社株主に係る包括利益 | 3,123百万円 |
| 少数株主に係る包括利益  | 12百万円    |
| 計            | 3,136百万円 |
- ※ 2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益
- |                  |         |
|------------------|---------|
| その他有価証券評価差額金     | △361百万円 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | △0百万円   |
| 計                | △361百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	27,916	—	1,185	26,731
合計	27,916	—	1,185	26,731
自己株式				
普通株式(注)2	1,205	0	1,185	20
合計	1,205	0	1,185	20

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少1,185千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少1,185千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少1,185千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成21年9月30日	平成21年12月24日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	587	22	平成22年3月31日	平成22年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	利益剰余金	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	26,731	—	—	26,731
合計	26,731	—	—	26,731
自己株式				
普通株式（注）	20	0	—	20
合計	20	0	—	20

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	587	22	平成23年3月31日	平成23年6月20日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	利益剰余金	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年9月30日現在）	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年9月30日現在）
現金及び預金勘定 18,352百万円	現金及び預金勘定 19,083百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta$ 7,000百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta$ 7,000百万円
現金及び現金同等物 <u>11,352百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>12,083百万円</u>

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、情報処理に係るホストコンピュータ及びその周辺機器(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">307百万円</td> </tr> </table> <p>3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額</p> <p>(1) リース投資資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table>	1年内	153百万円	1年超	153百万円	合計	307百万円	流動資産	92百万円	投資その他の資産	52百万円	流動負債	92百万円	固定負債	52百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">129百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">239百万円</td> </tr> </table> <p>3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額</p> <p>(1) リース投資資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table>	1年内	129百万円	1年超	109百万円	合計	239百万円	流動資産	33百万円	投資その他の資産	24百万円	流動負債	33百万円	固定負債	24百万円
1年内	153百万円																												
1年超	153百万円																												
合計	307百万円																												
流動資産	92百万円																												
投資その他の資産	52百万円																												
流動負債	92百万円																												
固定負債	52百万円																												
1年内	129百万円																												
1年超	109百万円																												
合計	239百万円																												
流動資産	33百万円																												
投資その他の資産	24百万円																												
流動負債	33百万円																												
固定負債	24百万円																												

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	18,352	18,352	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,369		
貸倒引当金	△44		
	6,324	6,324	—
(3) 投資有価証券	2,953	2,953	—
(4) 長期預金	12,400	12,391	△8
資産計	40,029	40,021	△8
(1) 買掛金	3,400	3,400	—
(2) 未払金	4,136	4,136	—
負債計	7,537	7,537	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額936百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額186百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,347	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,369	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券で満期のあ るもの	—	—	300	—
長期預金	—	11,500	900	—
合計	24,716	11,500	1,200	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	19,083	19,083	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,872		
貸倒引当金	△67		
	5,805	5,805	—
(3) 投資有価証券	2,629	2,629	—
(4) 長期預金	13,200	13,180	△19
資産計	40,719	40,699	△19
(1) 買掛金	3,125	3,125	—
(2) 未払金	3,178	3,178	—
負債計	6,304	6,304	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額935百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額202百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。
- (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,080	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,872	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券で満期のあ るもの	—	—	300	—
長期預金	—	12,300	900	—
合計	24,953	12,300	1,200	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年9月30日現在)

1 その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14	11	2
	(2) 債券 社債	305	300	5
	小計	320	311	8
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,633	3,648	△1,015
合計		2,953	3,960	△1,007

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 936百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	0	0	—
(2) その他	427	4	44
合計	427	4	44

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について38百万円(その他有価証券の株式38百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成23年9月30日現在）

1 その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12	8	3
	(2) 債券			
	社債	303	300	3
	小計	316	308	7
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,313	3,651	△1,337
	合計	2,629	3,959	△1,329

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 935百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について2百万円（その他有価証券の株式2百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前連結会計年度 (平成22年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成23年9月30日現在)																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>提出会社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>当連結会計年度末現在、提出会社および連結子会社3社が退職一時金制度を有しております。また提出会社は、総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しております。さらに、提出会社および連結子会社2社が確定拠出年金制度を有しております。</p> <p>なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">414,825百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">461,109百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">△46,283百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める提出会社の掛金拠出割合 (平成22年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">1.31%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、運用損の発生によるものであります。</p> <p>なお、上記(2)の割合は提出会社の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成22年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△3,268百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産 (注)</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△3,268百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△3,268百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">△3,268百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p>	年金資産の額	414,825百万円	年金財政計算上の給付債務の額	461,109百万円	差引額	△46,283百万円	イ. 退職給付債務	△3,268百万円	ロ. 年金資産 (注)	-百万円	ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△3,268百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	-百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	-百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△3,268百万円	ト. 前払年金費用	-百万円	チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△3,268百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>提出会社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>当連結会計年度末現在、提出会社および連結子会社2社が退職一時金制度を有しております。また提出会社は、総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しております。さらに、提出会社および連結子会社2社が確定拠出年金制度を有しております。</p> <p>なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">435,835百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">491,116百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">△55,281百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める提出会社の掛金拠出割合 (平成23年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">1.37%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、運用損の発生によるものであります。</p> <p>なお、上記(2)の割合は提出会社の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成23年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△3,385百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産 (注)</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">△3,385百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">△3,385百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">△3,385百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p>	年金資産の額	435,835百万円	年金財政計算上の給付債務の額	491,116百万円	差引額	△55,281百万円	イ. 退職給付債務	△3,385百万円	ロ. 年金資産 (注)	-百万円	ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△3,385百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	-百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	-百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△3,385百万円	ト. 前払年金費用	-百万円	チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△3,385百万円
年金資産の額	414,825百万円																																												
年金財政計算上の給付債務の額	461,109百万円																																												
差引額	△46,283百万円																																												
イ. 退職給付債務	△3,268百万円																																												
ロ. 年金資産 (注)	-百万円																																												
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△3,268百万円																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	-百万円																																												
ホ. 未認識過去勤務債務	-百万円																																												
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△3,268百万円																																												
ト. 前払年金費用	-百万円																																												
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△3,268百万円																																												
年金資産の額	435,835百万円																																												
年金財政計算上の給付債務の額	491,116百万円																																												
差引額	△55,281百万円																																												
イ. 退職給付債務	△3,385百万円																																												
ロ. 年金資産 (注)	-百万円																																												
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△3,385百万円																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	-百万円																																												
ホ. 未認識過去勤務債務	-百万円																																												
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△3,385百万円																																												
ト. 前払年金費用	-百万円																																												
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	△3,385百万円																																												

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)																																																								
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">161百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td style="text-align: right;">206百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td><b>チ. 退職給付費用</b></td> <td style="text-align: right;"><b>698百万円</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b></td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">－</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: right;">－</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	271百万円	ロ. 利息費用	59百万円	ハ. 期待運用収益	－百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	161百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	－百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	206百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	－百万円	<b>チ. 退職給付費用</b>	<b>698百万円</b>	<b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b>		イ. 割引率	1.5%	ロ. 期待運用収益率	－	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	－	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">304百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td style="text-align: right;">214百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td style="text-align: right;">－百万円</td> </tr> <tr> <td><b>チ. 退職給付費用</b></td> <td style="text-align: right;"><b>606百万円</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b></td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">－</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: right;">－</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	304百万円	ロ. 利息費用	49百万円	ハ. 期待運用収益	－百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	38百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	－百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	214百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	－百万円	<b>チ. 退職給付費用</b>	<b>606百万円</b>	<b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b>		イ. 割引率	1.5%	ロ. 期待運用収益率	－	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	－	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。
イ. 勤務費用	271百万円																																																								
ロ. 利息費用	59百万円																																																								
ハ. 期待運用収益	－百万円																																																								
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	161百万円																																																								
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	－百万円																																																								
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	206百万円																																																								
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	－百万円																																																								
<b>チ. 退職給付費用</b>	<b>698百万円</b>																																																								
<b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b>																																																									
イ. 割引率	1.5%																																																								
ロ. 期待運用収益率	－																																																								
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	－																																																								
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																																								
イ. 勤務費用	304百万円																																																								
ロ. 利息費用	49百万円																																																								
ハ. 期待運用収益	－百万円																																																								
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	38百万円																																																								
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	－百万円																																																								
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	214百万円																																																								
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	－百万円																																																								
<b>チ. 退職給付費用</b>	<b>606百万円</b>																																																								
<b>(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</b>																																																									
イ. 割引率	1.5%																																																								
ロ. 期待運用収益率	－																																																								
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	－																																																								
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																																								

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成23年9月30日現在)																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア制作費等</td> <td style="text-align: right;">2,248百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">982百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,317百万円</td> </tr> <tr> <td>未払役員退職慰労金</td> <td style="text-align: right;">198百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">124百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">193百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金に対応する法定福利費</td> <td style="text-align: right;">140百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">197百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">407百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">301百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,111百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△461百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,649百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>プログラム等準備金</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,523百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		ソフトウェア制作費等	2,248百万円	賞与引当金	982百万円	退職給付引当金	1,317百万円	未払役員退職慰労金	198百万円	未払事業税	124百万円	投資有価証券評価損	193百万円	賞与引当金に対応する法定福利費	140百万円	減損損失	197百万円	その他有価証券評価差額金	407百万円	その他	301百万円	小計	6,111百万円	評価性引当額	△461百万円	繰延税金資産合計	5,649百万円	繰延税金負債		プログラム等準備金	126百万円	繰延税金負債合計	126百万円	繰延税金資産の純額	5,523百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア制作費等</td> <td style="text-align: right;">2,296百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,022百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,372百万円</td> </tr> <tr> <td>未払役員退職慰労金</td> <td style="text-align: right;">190百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">81百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">183百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金に対応する法定福利費</td> <td style="text-align: right;">148百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">137百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">197百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">441百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">279百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,351百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△405百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,946百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,899百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		ソフトウェア制作費等	2,296百万円	賞与引当金	1,022百万円	退職給付引当金	1,372百万円	未払役員退職慰労金	190百万円	未払事業税	81百万円	投資有価証券評価損	183百万円	賞与引当金に対応する法定福利費	148百万円	資産除去債務	137百万円	減損損失	197百万円	その他有価証券評価差額金	441百万円	その他	279百万円	小計	6,351百万円	評価性引当額	△405百万円	繰延税金資産合計	5,946百万円	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	46百万円	繰延税金負債合計	46百万円	繰延税金資産の純額	5,899百万円
繰延税金資産																																																																											
ソフトウェア制作費等	2,248百万円																																																																										
賞与引当金	982百万円																																																																										
退職給付引当金	1,317百万円																																																																										
未払役員退職慰労金	198百万円																																																																										
未払事業税	124百万円																																																																										
投資有価証券評価損	193百万円																																																																										
賞与引当金に対応する法定福利費	140百万円																																																																										
減損損失	197百万円																																																																										
その他有価証券評価差額金	407百万円																																																																										
その他	301百万円																																																																										
小計	6,111百万円																																																																										
評価性引当額	△461百万円																																																																										
繰延税金資産合計	5,649百万円																																																																										
繰延税金負債																																																																											
プログラム等準備金	126百万円																																																																										
繰延税金負債合計	126百万円																																																																										
繰延税金資産の純額	5,523百万円																																																																										
繰延税金資産																																																																											
ソフトウェア制作費等	2,296百万円																																																																										
賞与引当金	1,022百万円																																																																										
退職給付引当金	1,372百万円																																																																										
未払役員退職慰労金	190百万円																																																																										
未払事業税	81百万円																																																																										
投資有価証券評価損	183百万円																																																																										
賞与引当金に対応する法定福利費	148百万円																																																																										
資産除去債務	137百万円																																																																										
減損損失	197百万円																																																																										
その他有価証券評価差額金	441百万円																																																																										
その他	279百万円																																																																										
小計	6,351百万円																																																																										
評価性引当額	△405百万円																																																																										
繰延税金資産合計	5,946百万円																																																																										
繰延税金負債																																																																											
資産除去債務に対応する除去費用	46百万円																																																																										
繰延税金負債合計	46百万円																																																																										
繰延税金資産の純額	5,899百万円																																																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td>交際費等の永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42.8%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		住民税均等割	0.9%	交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.6%	評価性引当額の増減	1.2%	その他	△1.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.8%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.1%</td> </tr> <tr> <td>交際費等の永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△1.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		住民税均等割	1.1%	交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.9%	評価性引当額の増減	△1.1%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%																																														
法定実効税率	40.4%																																																																										
(調整)																																																																											
住民税均等割	0.9%																																																																										
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.6%																																																																										
評価性引当額の増減	1.2%																																																																										
その他	△1.3%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.8%																																																																										
法定実効税率	40.4%																																																																										
(調整)																																																																											
住民税均等割	1.1%																																																																										
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.9%																																																																										
評価性引当額の増減	△1.1%																																																																										
その他	△0.2%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%																																																																										
<p>3. _____</p>	<p>3. 連結決算日後の法人税等の税率の変更</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。</p> <p>この変更を勘案して当連結会計年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産が326百万円、その他有価証券評価差額金が54百万円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が272百万円増加いたします。なお、翌連結会計年度における実際の影響額は、翌連結会計年度末における一時差異等を基礎として計算されるため、上記の金額とは異なることとなります。</p>																																																																										

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年9月30日)

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	39,346	10,859	3,228	53,434	—	53,434
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	(—)	—
計	39,346	10,859	3,228	53,434	(—)	53,434
営業費用	34,807	9,461	3,143	47,412	(—)	47,412
営業利益	4,538	1,397	85	6,021	(—)	6,021
II 資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出						
資産	20,807	8,053	1,594	30,455	36,115	66,571
減価償却費	1,481	370	200	2,051	—	2,051
減損損失	5	—	—	5	—	5
資本的支出	2,419	2,467	170	5,058	—	5,058

(注) 1. 事業区分については、販売市場及びサービス・製品等の類似性を考慮して、セグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主なサービス及び商品は、次のとおりです。

事業区分	主要なサービス及び商品
会計事務所事業	<p>(1) 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス</p> <p>(2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>(3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>(4) サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>
地方公共団体事業	<p>(1) 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データバックアップ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス</p> <p>(2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>(3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>
印刷事業	コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等

3. 「消去又は全社」の項目に表示した全社資産の金額は、36,115百万円であり、その主なものは、連結財務諸表提出会社での現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

5. 会計方針の変更

（「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3））

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. (3)に記載のとおり、当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が「会計事務所事業」で154百万円、「地方公共団体事業」で55百万円及び「印刷事業」で10百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービス・商品は次の通りであります。

「会計事務所事業」（会計事務所またはその関与先企業向け）

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売

「地方公共団体事業」（地方公共団体（市町村等）向け）

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売

「印刷事業」

コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	39,182	10,859	3,391	53,434	—	53,434
セグメント間の内部売上高又は振替高	28	0	2,033	2,062	△2,062	—
計	39,211	10,860	5,424	55,496	△2,062	53,434
セグメント利益	4,631	1,363	16	6,011	10	6,021
セグメント資産	21,478	7,501	4,874	33,853	32,717	66,571
その他の項目						
減価償却費（注）3	1,333	350	368	2,051	△0	2,051
持分法適用会社への投資額	112	—	—	112	74	186
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）3	2,328	2,444	285	5,058	△2	5,056

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額10百万円は、セグメント間取引消去額8百万円及び貸倒引当金の調整額2百万円等です。
  - (2)セグメント資産の調整額32,717百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産33,145百万円及びセグメント間取引消去額△350百万円等です。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）です。
  - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものです。
  - (4)持分法適用会社への投資額の調整額74百万円は、各報告セグメントに帰属していない持分法適用会社への投資額です。
  - (5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2百万円は、未実現利益に係るものです。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
  3. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	38,360	11,932	3,341	53,635	—	53,635
セグメント間の内部売上高又は振替高	26	0	1,901	1,928	△1,928	—
計	38,387	11,933	5,243	55,563	△1,928	53,635
セグメント利益	3,776	1,407	24	5,208	7	5,215
セグメント資産	20,791	7,451	4,667	32,910	34,127	67,037
その他の項目						
減価償却費（注）3	1,794	585	277	2,658	△0	2,657
持分法適用会社への投資額	120	—	—	120	81	202
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）3	1,037	703	187	1,927	△2	1,925

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去額8百万円及び固定資産の調整額△1百万円等です。
  - (2)セグメント資産の調整額34,127百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産34,493百万円及びセグメント間取引消去額△291百万円等です。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）です。
  - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものです。
  - (4)持分法適用会社への投資額の調整額81百万円は、各報告セグメントに帰属していない持分法適用会社への投資額です。
  - (5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2百万円は、未実現利益に係るものです。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
  3. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

**【関連情報】**

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員 の 近 親 者	飯塚るな子 (当社代表取締役会長 飯塚真玄の 近親者)	—	—	—	—	建物の賃借	建物の賃借 (注2)	98	—	—
	森木将雄 (当社取締役 森木隆裕の 近親者)	—	—	税理士 事務所	(被所有) 直接 0.0	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等(注2)	15	売掛金	2
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人 Taxジャ パンちば (注3)	千葉県 千葉市 中央区	8	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等(注2)	12	売掛金	1
	税理士法人 大藤会計事 務所 (注4)	宮城県 仙台市 宮城野 区	9	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等(注2)	11	売掛金	1

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

3. 当社取締役栗飯原一雄氏の共同設立法人であります。

4. 当社代表取締役副社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の近 親者	飯塚るな子 (当社代表 取締役会長 飯塚真玄の 近親者)	—	—	—	—	建物の賃借	建物の賃借 (注2)	98	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人 トップ (注3)	静岡県 沼津市	6	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等(注2)	11	売掛金	1
	税理士法人 大藤会計事 務所 (注4)	宮城県 仙台市 宮城野 区	9	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等(注2)	10	売掛金	1

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

3. 当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。

4. 当社代表取締役副社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,840円86銭	1株当たり純資産額	1,898円34銭
1株当たり当期純利益金額	130円44銭	1株当たり当期純利益金額	112円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
当期純利益(百万円)	3,484	3,000
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,484	3,000
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,711	26,710

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
—	<p>(株式報酬型ストックオプション制度の導入について)</p> <p>連結財務諸表提出会社は平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入することを決議しております。</p> <p>なお、ストックオプション制度の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。</p>

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	48	40	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	118	40	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	61	27	—	平成24年10月1日～ 平成28年8月22日
その他有利子負債 割賦購入未払金	198	137	2.76	平成23年10月25日～ 平成27年2月6日
計	425	244	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	22	2	2	1
その他有利子負債	50	19	8	—

## 【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第2四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	第3四半期 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	第4四半期 自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
売上高(百万円)	13,046	14,744	12,849	12,994
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	1,044	2,155	1,657	313
四半期純利益金額 (百万円)	551	1,274	952	221
1株当たり四半期純利益金 額(円)	20.65	47.70	35.67	8.29

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,151	17,426
売掛金	5,612	5,190
リース投資資産	92	33
商品	174	235
仕掛品	30	65
原材料及び貯蔵品	86	91
前渡金	115	173
前払費用	164	195
繰延税金資産	2,053	2,196
未収入金	30	30
その他	26	33
貸倒引当金	△42	△64
流動資産合計	24,497	25,609
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,224	6,114
構築物（純額）	155	149
車両運搬具（純額）	21	12
工具、器具及び備品（純額）	2,344	1,810
土地	6,142	6,192
リース資産（純額）	24	7
建設仮勘定	9	—
有形固定資産合計	※1 14,922	※1 14,287
無形固定資産		
ソフトウェア	1,042	1,125
ソフトウェア仮勘定	175	59
電話加入権	67	67
その他	0	0
無形固定資産合計	1,286	1,253
投資その他の資産		
投資有価証券	3,834	3,507
関係会社株式	278	172
出資金	100	100
長期貸付金	—	48
長期前払費用	39	44
繰延税金資産	3,172	3,419
長期預金	12,400	12,700
差入保証金	1,319	1,326
長期リース投資資産	52	24
その他	12	9
投資その他の資産合計	21,210	21,353
固定資産合計	37,419	36,893
資産合計	61,916	62,503

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年9月30日)	当事業年度 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	※2 3,317	※2 3,000
リース債務	108	39
未払金	※2 1,805	※2 1,660
未払法人税等	1,602	1,060
未払事業所税	48	49
未払消費税等	32	345
前受金	213	171
預り金	255	277
賞与引当金	2,322	2,448
設備関係未払金	1,131	508
流動負債合計	10,838	9,562
<b>固定負債</b>		
リース債務	60	25
退職給付引当金	2,932	3,023
その他	459	742
固定負債合計	3,452	3,791
負債合計	14,291	13,354
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	5,700	5,700
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	5,409	5,409
資本剰余金合計	5,409	5,409
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	688	688
<b>その他利益剰余金</b>		
プログラム等準備金	186	—
別途積立金	33,257	35,657
繰越利益剰余金	3,011	2,613
利益剰余金合計	37,143	38,959
自己株式	△34	△35
株主資本合計	48,218	50,032
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	△592	△883
評価・換算差額等合計	△592	△883
純資産合計	47,625	49,149
負債純資産合計	61,916	62,503

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<b>営業収入</b>		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス収入	36,828	37,736
オフィス機器及びサプライ売上高	9,653	9,066
事務代行及び仲介サービス収入	※2 3,580	※2 3,510
営業収入合計	50,062	50,314
<b>営業原価</b>		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価	10,618	11,985
オフィス機器及びサプライ売上原価	7,684	7,200
営業原価合計	18,302	19,186
営業総利益	31,759	31,127
販売費及び一般管理費	※3, ※4 25,773	※3, ※4 25,946
営業利益	5,986	5,181
<b>営業外収益</b>		
受取利息	45	43
有価証券利息	6	6
受取配当金	※1 291	88
受取地代家賃	40	41
その他	25	19
営業外収益合計	409	199
<b>営業外費用</b>		
貸借ビル解約補修費	3	—
その他	0	0
営業外費用合計	4	0
経常利益	6,391	5,380
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	4	—
貸倒引当金戻入額	5	—
抱合せ株式消滅差益	—	0
特別利益合計	9	0
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	※5 0	—
固定資産除却損	※6 11	※6 37
減損損失	※7 5	—
投資有価証券売却損	44	—
投資有価証券評価損	※8 38	※8 0
関係会社株式評価損	151	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	193
特別損失合計	252	231
税引前当期純利益	6,149	5,149
法人税、住民税及び事業税	2,973	2,512
法人税等調整額	△387	△354
法人税等合計	2,585	2,158
当期純利益	3,563	2,990

【営業原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)				
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)			
I 材料費	※1		2,730	25.3		2,732	22.8	
II 労務費			1,754	16.2		1,799	15.0	
III 経費								
1. 電算機賃借料			602			606		
2. 保守業務委託費			1,558			1,587		
3. 減価償却費			747			1,256		
4. 保守修繕費			434			500		
5. 消耗品費		1,179			1,269			
6. その他		1,799	6,323	58.5	2,248	7,469	62.2	
当期総費用			10,808	100.0		12,001	100.0	
期首仕掛品たな卸高	※2		18			30		
他勘定からの受入高			378			477		
合計			11,205			12,509		
期末仕掛品たな卸高	※3		30			65		
他勘定への振替高			556			457		
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			10,618			11,985		

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、( )内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 366百万円 (342百万円)

退職給付費用 50百万円 (60百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
I 期首たな卸高			151	1.9		174	2.3
II 当期仕入高			7,707	98.1		7,261	97.7
合計			7,858	100.0		7,436	100.0
III 期末たな卸高			174			235	
当期オフィス機器及びサプライ売上原価			7,684			7,200	

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	5,700	5,700
当期末残高	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
資本剰余金合計		
前期末残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	688	688
当期末残高	688	688
その他利益剰余金		
プログラム等準備金		
前期末残高	581	186
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	△394	△186
当期変動額合計	△394	△186
当期末残高	186	—
別途積立金		
前期末残高	32,277	33,257
当期変動額		
別途積立金の積立	980	2,400
当期変動額合計	980	2,400
当期末残高	33,257	35,657
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,450	3,011
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	394	186
別途積立金の積立	△980	△2,400
剰余金の配当	△1,175	△1,175
当期純利益	3,563	2,990
自己株式の処分	△0	—
自己株式の消却	△2,241	—
当期変動額合計	△438	△398
当期末残高	3,011	2,613

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	36,997	37,143
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,175
当期純利益	3,563	2,990
自己株式の処分	△0	—
自己株式の消却	△2,241	—
当期変動額合計	146	1,815
当期末残高	37,143	38,959
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△2,275	△34
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
自己株式の消却	2,241	—
当期変動額合計	2,241	△0
当期末残高	△34	△35
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	45,830	48,218
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,175
当期純利益	3,563	2,990
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
当期変動額合計	2,387	1,814
当期末残高	48,218	50,032
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	△233	△592
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△359	△290
当期変動額合計	△359	△290
当期末残高	△592	△883
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	△233	△592
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△359	△290
当期変動額合計	△359	△290
当期末残高	△592	△883

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
前期末残高	45,596	47,625
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,175
当期純利益	3,563	2,990
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	0	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△359	△290
当期変動額合計	2,028	1,523
当期末残高	47,625	49,149

【重要な会計方針】

項目	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ② 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 ① 時価のあるもの 同左 ② 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (2) 原材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (3) 仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）	(1) 商品 同左 (2) 原材料 同左 (3) 仕掛品 同左 (4) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 工具、器具及び備品 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ① ソフトウエア 1) 市場販売目的のソフトウエア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 2) 自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。 ② その他 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ① ソフトウエア 1) 市場販売目的のソフトウエア 同左 2) 自社利用のソフトウエア 同左 ② その他 同左

項目	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3)リース資産 同左
4. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額に係る適用初年度の費用処理額は199百万円であり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ199百万円減少しております。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p>

項目	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
5. 重要な収益及び費用の計上基準	<p>受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準</p> <p>① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト 工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>② その他のプロジェクト 工事完成基準</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>受注制作のソフトウェア取引（ソフトウェアの開発契約）に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度においては、工事進行基準を適用するプロジェクトの発生がなかったため、この変更による当事業年度の売上高及び損益に与える影響はありません。</p>	<p>受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準</p> <p>① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト 同左</p> <p>② その他のプロジェクト 同左</p>
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

【会計処理方法の変更】

<p>第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)                      当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」                      (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産                      除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準                      適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しておりま                      す。                      これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ14百万                      円、税引前当期純利益は207百万円減少しております。</p>

【追加情報】

<p>第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(役員退職慰労引当金)                      従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、当社は内                      規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上して                      ございましたが、平成20年12月19日開催の取締役会におい                      て、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。                      また、平成21年12月22日開催の定時株主総会で退職慰労                      金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、定時                      株主総会終結時における「役員退職慰労引当金」を全額取                      崩し、当事業年度末における未払額454百万円については                      固定負債の「その他」に計上しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第44期 (平成22年9月30日現在)		第45期 (平成23年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,867百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,902百万円
※2. 関係会社に対する債務		※2. 関係会社に対する債務	
買掛金	302百万円	買掛金	278百万円
未払金	208百万円	未払金	174百万円

(損益計算書関係)

第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 受取配当金(営業外収益) 219百万円		1. ———	
※2. 事務代行及び仲介サービス収入に対応する費用は、販売費及び一般管理費のみ発生し、営業原価はありません。		※2. 同左	
※3. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ56.6%、一般管理費はおおよそ43.4%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		※3. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ54.4%、一般管理費はおおよそ45.6%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
発送配達費 720百万円		発送配達費 719百万円	
販売促進費 1,545百万円		販売促進費 1,209百万円	
広告宣伝費 972百万円		広告宣伝費 967百万円	
給与 7,828百万円		給与 8,050百万円	
賞与 1,828百万円		賞与 1,803百万円	
賞与引当金繰入額 1,994百万円		賞与引当金繰入額 2,087百万円	
退職給付費用 552百万円		退職給付費用 489百万円	
福利厚生費 1,684百万円		福利厚生費 1,766百万円	
旅費交通費 1,007百万円		旅費交通費 961百万円	
減価償却費 544百万円		貸倒引当金繰入額 22百万円	
賃借料 1,943百万円		減価償却費 630百万円	
研究開発費 550百万円		賃借料 1,989百万円	
		研究開発費 584百万円	
※4. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、550百万円であります。		※4. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、584百万円であります。	
※5. 固定資産売却損は、車両運搬具の売却によるものであります。		5. ———	
※6. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		※6. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物 1百万円		建物 3百万円	
工具、器具及び備品 8百万円		工具、器具及び備品 32百万円	
その他 1百万円		その他 2百万円	
計 11百万円		計 37百万円	

第44期  
 (自 平成21年10月1日  
 至 平成22年9月30日)

第45期  
 (自 平成22年10月1日  
 至 平成23年9月30日)

※7. 減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	5

当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（5百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

※8. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。

7. ———

※8. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	1,203	0	1,185	18
合計	1,203	0	1,185	18

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,185千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少1,185千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

当事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	18	0	—	18
合計	18	0	—	18

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## (リース取引関係)

第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 主として、情報処理に係るホストコンピュータ及びその周辺機器(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p style="padding-left: 20px;">オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">307百万円</td> </tr> </table> <p>3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額</p> <p>(1) リース投資資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">固定負債</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table>	1年内	153百万円	1年超	153百万円	合計	307百万円	流動資産	92百万円	投資その他の資産	52百万円	流動負債	92百万円	固定負債	52百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 同左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p style="padding-left: 20px;">オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">129百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right;">239百万円</td> </tr> </table> <p>3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額</p> <p>(1) リース投資資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">固定負債</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table>	1年内	129百万円	1年超	109百万円	合計	239百万円	流動資産	33百万円	投資その他の資産	24百万円	流動負債	33百万円	固定負債	24百万円
1年内	153百万円																												
1年超	153百万円																												
合計	307百万円																												
流動資産	92百万円																												
投資その他の資産	52百万円																												
流動負債	92百万円																												
固定負債	52百万円																												
1年内	129百万円																												
1年超	109百万円																												
合計	239百万円																												
流動資産	33百万円																												
投資その他の資産	24百万円																												
流動負債	33百万円																												
固定負債	24百万円																												

## (有価証券関係)

前事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式171百万円、関連会社株式106百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式65百万円、関連会社株式106百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

第44期 (平成22年9月30日現在)	第45期 (平成23年9月30日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア制作費等	ソフトウェア制作費等
2,248百万円	2,296百万円
賞与引当金	賞与引当金
938百万円	988百万円
退職給付引当金	退職給付引当金
1,184百万円	1,225百万円
未払事業税	未払事業税
124百万円	81百万円
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
193百万円	183百万円
未払役員退職慰労金	未払役員退職慰労金
183百万円	175百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	賞与引当金に対応する法定福利費
134百万円	143百万円
減損損失	資産除去債務
195百万円	125百万円
その他有価証券評価差額金	減損損失
401百万円	195百万円
その他	その他有価証券評価差額金
207百万円	437百万円
小計	その他
5,812百万円	195百万円
評価性引当額	小計
△459百万円	6,048百万円
繰延税金資産合計	評価性引当額
5,352百万円	△391百万円
繰延税金負債	繰延税金資産合計
プログラム等準備金	5,657百万円
126百万円	繰延税金負債
繰延税金負債合計	資産除去債務に対応する除去費用
126百万円	41百万円
繰延税金資産の純額	繰延税金負債合計
5,226百万円	41百万円
	繰延税金資産の純額
	5,616百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.4%	40.4%
(調整)	(調整)
住民税均等割	住民税均等割
0.9%	1.1%
交際費等の永久に損金に算入されない項目	交際費等の永久に損金に算入されない項目
1.6%	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
△1.7%	△0.4%
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
1.2%	△1.3%
その他	その他
△0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
42.1%	41.9%

第44期 (平成22年9月30日現在)	第45期 (平成23年9月30日現在)
3. _____	<p>3. 決算日後の法人税等の税率の変更</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。</p> <p>この変更を勘案して当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産が309百万円、その他有価証券評価差額金が54百万円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が255百万円増加いたします。なお、翌事業年度における実際の影響額は、翌事業年度末における一時差異等を基礎として計算されるため、上記の金額とは異なることとなります。</p>

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年9月30日）

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)		第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,782円88銭	1株当たり純資産額	1,839円96銭
1株当たり当期純利益金額	133円40銭	1株当たり当期純利益金額	111円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
当期純利益(百万円)	3,563	2,990
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,563	2,990
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,712	26,712

## (重要な後発事象)

第44期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
—	<p>(株式報酬型ストックオプション制度の導入について)</p> <p>当社は平成23年12月22日開催の第45期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入することを決議しております。</p> <p>なお、ストックオプション制度の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。</p>

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	(株)T&Dホールディングス (注)	890,000	1,311
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	822
		TKC金融保証(株)	1,400,000	700
		日本システム収納(株)	4,000	86
		(株)常陽銀行	235,321	85
		(株)KHC	5,000	75
		(株)日本製紙グループ本社	17,000	35
		アイ・モバイル(株)	5,000	30
		(株)栃木サッカークラブ	800	14
		(株)システムソリューションセンターとちぎ	600	13
	その他7銘柄	153,827	30	
計		5,033,728	3,204	

(注) (株)T&Dホールディングスの株式数は、平成23年10月1日を効力発生日として実施された普通株式1株につき2株の割合での株式分割を考慮しておりません。

## 【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	第22回三菱東京UFJ銀行期限前償還条項付社債 (劣後特約付)	300	303
計		300	303	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	15,040	546	19	15,568	9,453	460	6,114
構築物	506	11	—	517	368	17	149
車両運搬具	45	—	—	45	32	8	12
工具、器具及び備品	6,985	695	847	6,832	5,022	1,195	1,810
土地	6,142	50	—	6,192	—	—	6,192
リース資産	59	0	27	32	24	16	7
建設仮勘定	9	40	50	—	—	—	—
有形固定資産計	28,790	1,344	944	29,189	14,902	1,697	14,287
無形固定資産							
ソフトウェア	1,500	744	405	1,839	714	662	1,125
ソフトウェア仮勘定	175	457	573	59	—	—	59
電話加入権	67	—	—	67	—	—	67
その他	2	—	—	2	1	0	0
無形固定資産計	1,746	1,202	979	1,969	716	662	1,253
長期前払費用	88	3	30	60	37	18	22
繰延資産							
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	栃木本社設置の高速プリンタ購入	160百万円
	クラウド共通基盤構築費用	101百万円
	ヘルプデスク電話設備費用	95百万円
ソフトウェア	eLTAX審査システム構築のソフトウェア購入	55百万円
	市場販売目的のソフトウェア制作費	323百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	249百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	市場販売目的のソフトウェア制作費	330百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	27百万円
工具、器具及び備品	PSプリンタ(入れ替え)	184百万円
	旧PC・サーバ関係(入れ替え)	143百万円

3. 「長期前払費用」は、法人税法に定める繰延資産(権利金等)のみを表示しており、その償却方法は定額法を採用しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	42	64	—	42	64
賞与引当金	2,322	2,448	2,322	—	2,448

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる戻入額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ 現金及び預金

内容	金額 (百万円)
現金	1
預金	
当座預金	5,157
普通預金	1,847
定期預金	10,420
小計	17,425
合計	17,426

## ロ 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
(株)ぎょうせい	57
TKC金融保証(株)	43
カシオリース(株)	32
(株)日本ビジネスリース	32
栃木市役所	31
その他	4,992
合計	5,190

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期間	前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{C}{A+B}$	滞留期間 (月) $\frac{D}{B \div 12}$
自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	5,612	52,826	53,248	5,190	91.1	1.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ 商品

品目	金額 (百万円)
オフィス機器	154
サプライ	81
合計	235

ニ 仕掛品

品目	金額（百万円）
受注ソフトウェア	61
データ作成費	4
合計	65

ホ 原材料及び貯蔵品

品目	金額（百万円）
原材料	
会計帳表	14
自治体帳表	12
小計	26
貯蔵品	
システムマニュアル	29
その他（ラベル及び販売促進用品等）	35
小計	65
合計	91

② 固定資産

イ 繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳については、「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

ロ 長期預金

相手先	金額（百万円）
(株)三菱東京UFJ銀行	6,800
(株)常陽銀行	5,900
合計	12,700

③ 流動負債

イ 買掛金

相手先	金額（百万円）
東芝ソリューション(株)	678
富士通(株)	541
(株)富士通パーソナルズ	353
カシオ情報機器(株)	230
東京ラインプリンタ印刷(株)	176
その他	1,018
合計	3,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  _____  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL <a href="http://www.tkc.jp/">http://www.tkc.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第44期）（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）平成22年12月27日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年12月27日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第45期第1四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出。

（第45期第2四半期）（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）平成23年5月12日関東財務局長に提出。

（第45期第3四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告

平成22年12月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社TKC

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社TKCが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月22日

株式会社TKC

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社TKCが平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年12月22日

株式会社TKC

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年12月22日

株式会社TKC

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月27日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第45期（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月27日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年9月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社1社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。